

事業所税の手引

豊田市

〔凡例〕

法	・・・・・・・・・・・・・・・・	地方税法
法令	・・・・・・・・・・・・・・・・	地方税法施行令
法規	・・・・・・・・・・・・・・・・	地方税法施行規則
取扱通知	・・・・・・・・・・・・・・・・	地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）
条	・・・・・・・・・・・・・・・・	豊田市事業所税条例

〔引用例〕

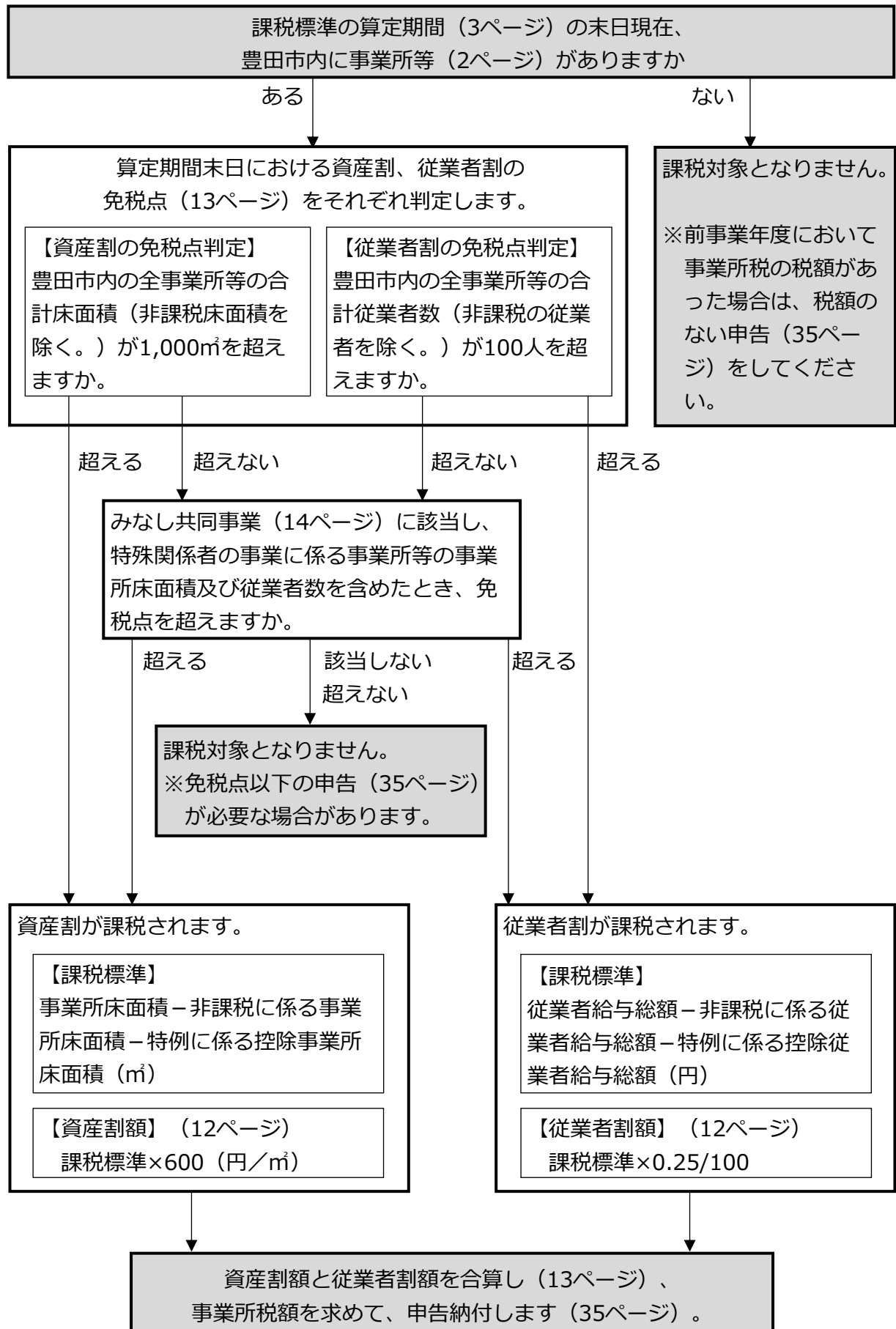
法701の31①三	・・・・・・・・	地方税法第701条の31第1項第3号
取扱通知第9章3（1）	・・・・	地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係） 第9章三（1）

※この手引は、令和6年4月現在適用されている法令等に基づいて作成しています。
（法令等については、今後改正される場合があります。）

目次

I	事業所税のフローチャート	1
II	事業所税のしくみ	2
	1 事業所税のあらまし	
	2 納税義務者	
	3 課税客体	
	4 課税標準	
	5 税率	
	6 税額	
	7 免税点	
	8 共同事業の特例	
	9 みなし共同事業の特例	
III	事業所税の非課税	21
IV	事業所税の課税標準の特例	29
V	事業所税の減免	32
VI	事業所税の申告納付	35
	1 事業所税の申告及び納付のあらまし	
	2 修正申告・更正の請求・更正決定処分	
	3 延滞金・不申告の場合等の措置	
	4 事業所等の新設・廃止申告	
	5 事業所用家屋の貸付申告	
VII	事業所税の申告書等の書き方	39
	1 資産割の記入の流れ	
	2 従業者割の記入の流れ	
VIII	事業所税のQ & A	54
IX	参考	59
	1 豊田市における事業所税の変遷	
	2 税率の変遷	

I 事業所税のフローチャート



Ⅱ 事業所税のしくみ

1 事業所税のあらまし

事業所税は、大都市の都市環境の整備に要する財政需要を賄うため、行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、企業活動を一定の外形標準によって課税するものです。

納付された税金は道路、公園、緑地、水道、廃棄物処理施設、河川、学校、図書館、病院、保育所及び社会福祉施設の整備事業並びに公害防止及び防災に関する事業等（法701の73、法令56の82）に充てられます。

	資産割	従業者割
納税義務者	事業を行う方（法人又は個人）	
課税標準	豊田市内の事業所等の床面積の合計（㎡）	豊田市内の事業所等に勤務する従業者の給与総額（円）
税率	1㎡につき600円	100分の0.25
免税点	豊田市内の事業所等の床面積の合計が1,000㎡以下（非課税を除きます。）	豊田市内の事業所等に勤務する従業者数が100人以下（非課税を除きます。）
	課税標準の算定期間の末日の現況で判定（従業者数に著しい変動がある場合には、月ごとの平均の数）	
徴収方法	申告納付	
納付期限	法人 … 事業年度終了の日から2か月以内 個人 … 翌年の3月15日	

2 納税義務者〔法701の32①及び701の33、取扱通知第9章3（4）ア〕

事業所税の納税義務者は、市内の事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において事業を行う方です。

貸ビル等については、貸ビル等を借りて事業を行う方（テナント）が納税義務者となります。なお、貸ビル等の空室部分については、納税義務を負う方はいません。

また、事業所等において事業を行っていると思われる方が単なる名義人であって、他の方が事実上事業を行っていると思われる場合は、当該他の方が納税義務者となります。

3 課税客体〔法701の32①、取扱通知第9章3（3）〕

事業所税の課税客体は、事業所等において法人又は個人の行う事業です。

- (1) 事業所等とは、事業の行われている場所、すなわち、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます（事務所、店舗、工場等のほか、これに附属する倉庫、材料置場、屋内駐車場等も事業所等の範囲に含みますが、社宅、社員寮等の住宅は含みません）。

なお、事業所等の範囲については、次の点に注意してください。

ア 人的設備がない施設（無人倉庫等）であっても、市内又は市外に管理する事務所等があれば、その管理に属する事業所等（人的設備がある施設）として取り扱われます。

イ 2～3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、事業所等として取り扱われません。

ウ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が1年未満のものは、事業所等として取り扱われません。

(2) 一の事業所とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいいます。したがって、同一の敷地内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所等となります。

※同一の敷地とは、公道、河川等により区分され一体として利用される土地をいいます。なお、公道、河川等により区分されているが、地下道、橋梁等で連絡されている場合にあっては、同一の敷地として取り扱われます。

4 課税標準

(1) 課税標準の算定期間〔法701の31①八〕

課税標準の算定期間とは、次の期間をいいます。

法 人	事業年度	
個 人	原則として	1月1日から12月31日まで
	年の途中で事業を廃止した場合	1月1日から廃止の日まで
	年の途中で事業を開始した場合	開始の日から12月31日まで
	年の途中で事業を開始し、その年の途中で事業を廃止した場合	開始の日から廃止の日まで

(2) 資産割

ア 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在の市内に所在する各事業所床面積から非課税床面積及び課税標準の特例による控除床面積を差し引いて求めます。ただし、課税標準の算定期間が12か月に満たない場合や途中で事業所等を新設・廃止した場合には、才及び力の特例があります。

イ 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ面積をいいます。ただし、貸ビル等の廊下、階段、機械室等のように事業所用家屋である家屋に専ら事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」といいます。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」といいます。）がある場合には、次の算式によって求めた面積が事業所床面積とされます。〔法701の31①四、法令56の16〕

(算式)				
事業所 床面積	=	自己の事業 所部分の延 べ面積	+	共用部分の 延べ面積
			×	$\frac{\text{共用部分に関連を有する自己の事業所部分の延べ面積}}{\text{共用部分に関連を有するすべての事業所部分の延べ面積}}$

ウ 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住の用に供するもの以外のもので現に事業所等の用に供するものをいいます。〔法701の31①六〕

エ 家屋とは、固定資産税における家屋をいいます。したがって、不動産登記法の建物とその意義を同じくし、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。登記の有無は問いません。〔法341三〕

オ 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の特例〔法701の40①〕

6か月決算の法人や、事業年度の途中で法人を設立した場合のように、課税標準の算定期間の月数（注）が12か月に満たない場合の課税標準は、次の算式によって求めた面積とされています。

（算式）

$$\text{資産割の課税標準} = \text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

（注）課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて1月とします（以下同様とします）。〔法701の40③〕

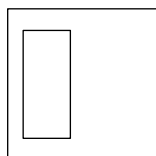
カ 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設又は廃止〔法701の40②〕

課税標準の算定期間の中途において、事業所用家屋を増築又は一部取り壊したこと等により、事業所床面積に増減を生じた場合でも、原則として課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積を課税標準として使用します（次のケースAの場合）。ただし、一の事業所等の全部が課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止された場合は、次の月割計算の適用があります（次のケースBの場合）。

<ケースA>月割計算の適用なし

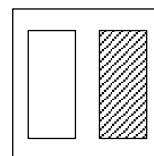
○事業所等の拡張

既設建物1,000㎡



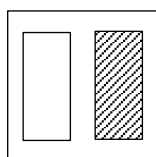
→

同一敷地内に事業所等を構成する建物（1,000㎡）を新築



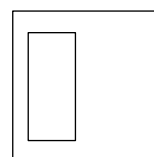
○事業所等の縮小

既設建物2,000㎡



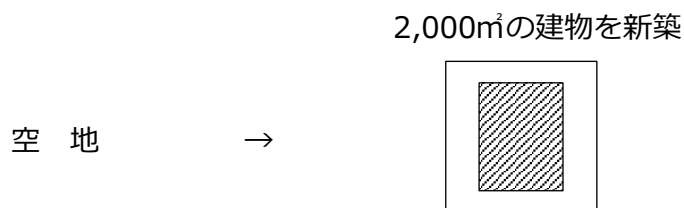
→

同一敷地内に事業所等を構成する建物の1棟（1,000㎡）を取壊し

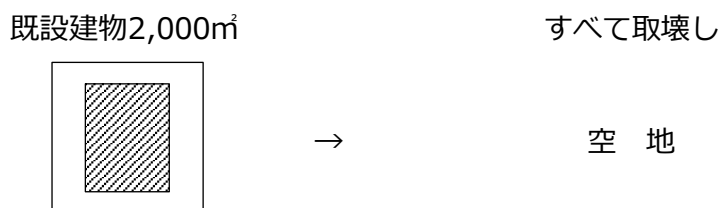


<ケースB>月割計算の適用あり

○事業所等の新設



○事業所等の廃止



(ア) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等に係る月割計算

(算式)

$$\text{資産割の課税標準} = \text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(イ) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等に係る月割計算

(算式)

$$\text{資産割の課税標準} = \text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で当該課税標準の算定期間の中途において廃止されたものに係る月割計算

(算式)

$$\text{資産割の課税標準} = \text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

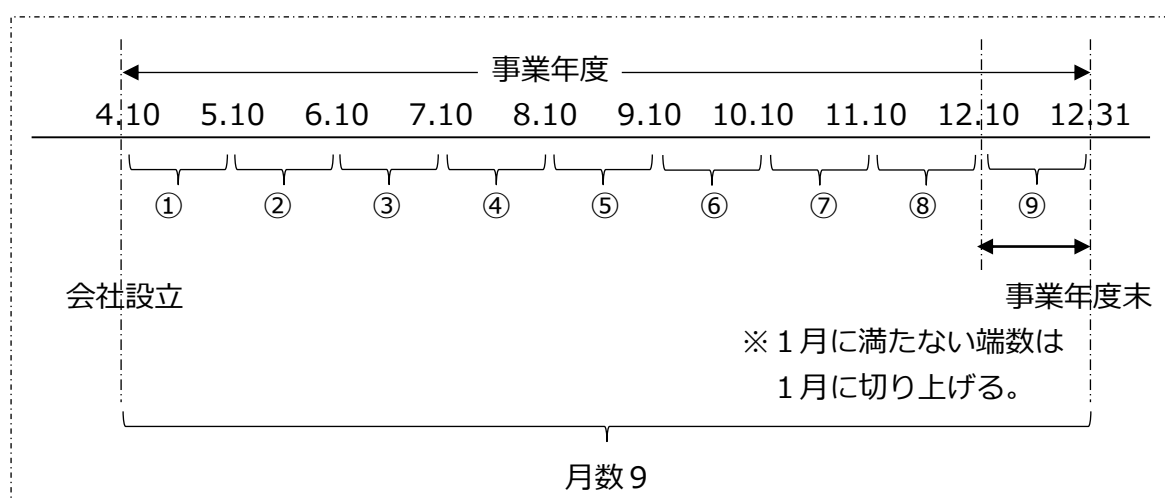
(注) 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない方が、課税標準の算定期間の中で事業所等を新設又は廃止した場合は、上記（ア）、（イ）及び（ウ）の算式中

課税標準の算定期間の 末日における 事業所床面積 または 廃止の日における 事業所床面積	とあるのを	課税標準の算定期間の 末日における 事業所床面積 または 廃止の日における 事業所床面積	$\times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$
と読み替えて求めます。			

(例1) 設立第1期であって12月に満たない事業年度の場合

A社（12月31日決算）は、4月10日に西町で設立され、本社ビル（1,200㎡）を購入して事業を開始しました。当該事業年度の課税標準となる事業所床面積はどうなるでしょうか。

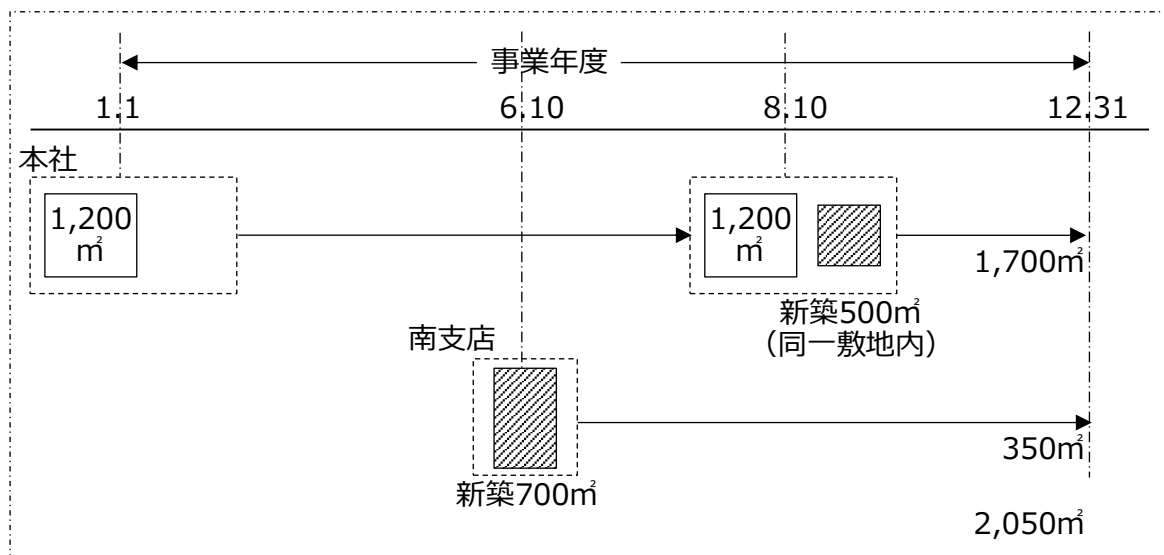
A社の設立第1期の事業年度は9か月ですので、特例の適用があります（4ページ、オ参照）。



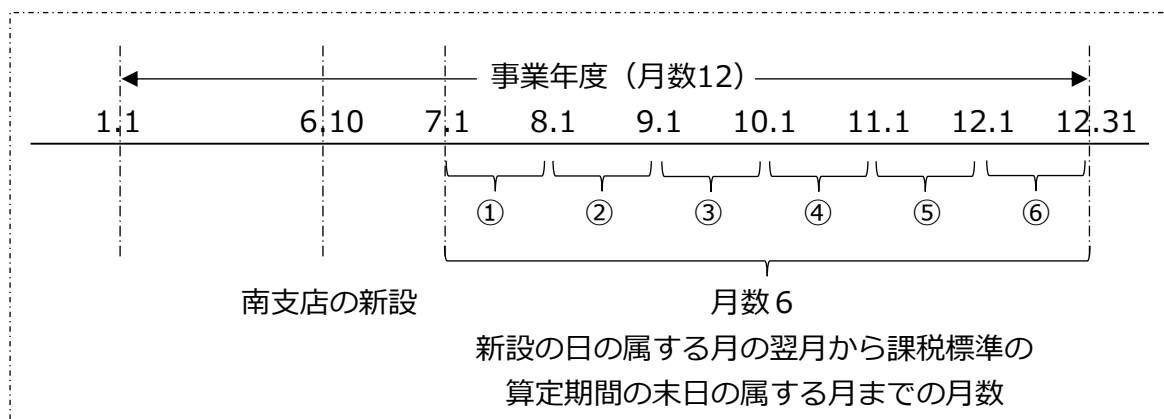
$$1,200\text{㎡} \times \frac{9\text{月}}{12\text{月}} = 900\text{㎡} \text{（資産割の課税標準）}$$

(例2) 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設

A社は8月10日に本社ビル(1,200㎡)と同一敷地内に別棟の資料倉庫(500㎡)を建築して使用しています。また、南支店を6月10日付で完成(700㎡)させ、同日から事業を行っています。A社の当該事業年度の課税標準となる事業所床面積はどうなるのでしょうか。



本社の8月10日における資料倉庫(500㎡)の新築は、事業所等の拡張(4ページ、力のケースA参照)に該当するため、この部分の月割計算の適用はありません。一方、南支店については、ケースB(事業所等の新設)に該当するので、月割計算の適用があります。



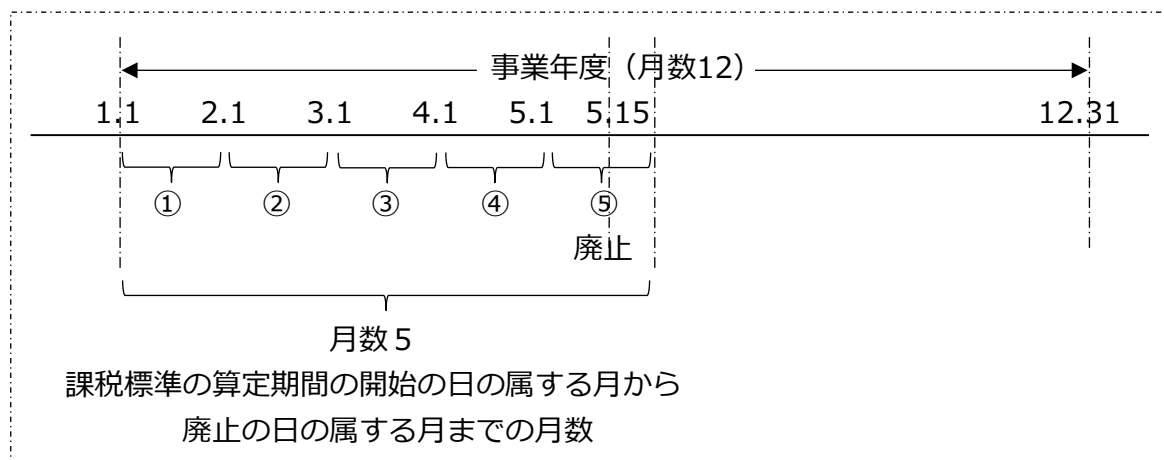
南支店分

$$700\text{㎡} \times \frac{6\text{月}}{12\text{月}} = 350\text{㎡}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{本社分} & + & \text{南支店分} \\ 1,700\text{㎡} & & 350\text{㎡} \\ \hline & = & 2,050\text{㎡} \end{array} \quad \text{資産割の課税標準}$$

(例3) 課税標準の算定期間の中途における事業所等の廃止

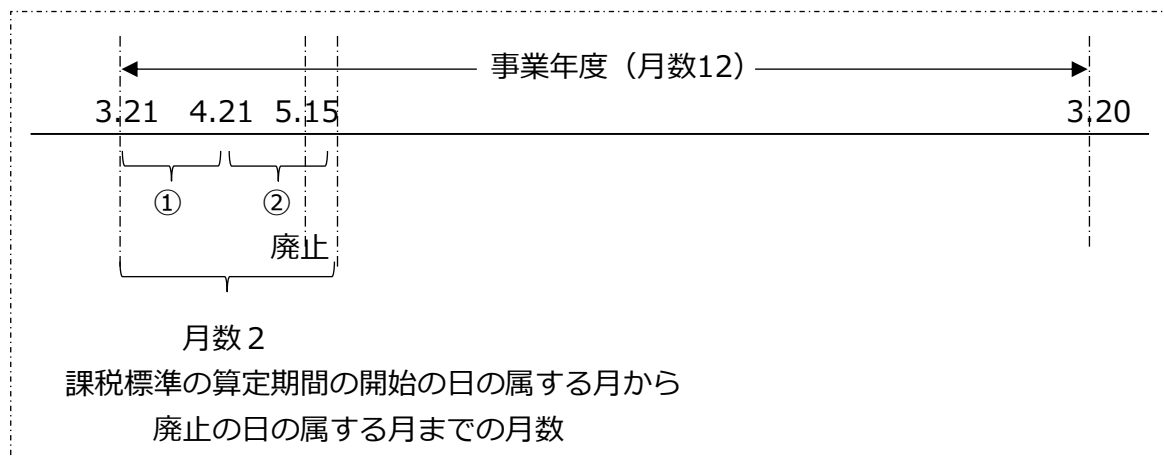
(ア) B社(12月31日決算)は、5月15日に、東支店(1,200㎡)を廃止しました。当該事業年度の課税標準となる事業所床面積はどうなるのでしょうか。



東支店分

$$1,200\text{㎡} \times \frac{5\text{月}}{12\text{月}} = 500\text{㎡} \text{ (資産割の課税標準)}$$

(イ) C社(3月20日決算)は5月15日に西支店(1,500㎡)を廃止しました。当該事業年度の課税標準となる事業所床面積はどうなるのでしょうか。



西支店分

$$1,500\text{㎡} \times \frac{2\text{月}}{12\text{月}} = 250\text{㎡} \text{ (資産割の課税標準)}$$

キ 事業を休止している場合の取扱い

課税標準の算定期間の末日以前6か月以上継続して休止していたと認められる施設の事業所床面積は、免税点判定の基礎となる事業所床面積には含まれますが、課税標準となる事業所床面積には含まないものとして取り扱います。

この場合、休止部分は、事業所等として閉鎖され立ち入れないなど明確に区分されている、設置されていた機械・設備等が撤去されている、電気・ガス・水道等のライフラインが停止しているなど事業を行っていないことが客観的に明らかな状態をいい、現に事業は行っていないくても維持補修が行われ、いつでも使用できる状態にあるようないわゆる遊休施設や倉庫代わりに使用している部屋等は該当しません。

休止の認定に当たっては、その事実を証明する資料をご提出ください。必要に応じて実地確認をさせていただく場合があります。

ク 事業所等が豊田市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合〔法令56の74〕

事業所等が豊田市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合は、当該事業所等のうち豊田市の区域内に所在する部分に係る事業所床面積に相当する面積を事業所床面積とします。

（3）従業者割

従業者割の課税標準は、市内の事業所等において課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額から非課税となる従業者の給与総額及び課税標準の特例による控除給与総額を差し引いて求めます。

ア 従業者給与総額〔法701の31①五、取扱通知第9章3（6）イ〕

従業者給与総額とは、市内の事業所等に勤務する従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といい、所得税法上の給与と意義を同じくするもの）の総額をいいます。

この場合、これらの性質を有する給与とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、現物給与等をいい、退職給与金、年金、恩給等は含まれません。

また、所得税において非課税となる給与等（通勤手当等にあつては所得税の非課税所得に相当する額）、及び外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で所得税法上の事業所得に該当するものは含まれません。

イ 白色事業専従者控除額〔法701の31①五〕

白色事業専従者控除額（住民税において、事業を經營する納税義務者の所得の計算上必要経費とみなされ、白色事業専従者の給与所得とみなされる額）は、従業者給与総額に含まれます。

ウ 課税標準の算定期間の中途において転勤した方の給与等

課税標準の算定期間の中途において、本市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から本市内の事業所等へ転勤した方がいる場合は、その方に支払われる給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われる給与等については従業者給与総額に含まれません。

従業者の種類		課税標準	免税点の判定
65歳以上の者（役員を除く）		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。
障がい者（役員を除く）		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。
役員	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。	それぞれの会社の従業者に含める。
	非常勤の役員	従業者給与総額に含める。	従業者に含める。
	無給の役員	－	従業者に含めない。
	役員・使用人兼務役員（注１）	従業者給与総額に含める。	従業者に含める。
出向社員（注２）	出向元が給与を支払う。	出向元の従業者給与総額に含める。	出向元の従業者に含める。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う。	出向先の従業者給与総額に含める。	出向先の従業者に含める。
	出向元と出向先が一部ずつ負担する。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める。
派遣法に基づく派遣社員（注３）		派遣元の従業者給与総額に含める。	派遣元の従業者に含める。
外国又は他市町村への長期派遣出張		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。
日々雇用等の臨時の従業者（アルバイト）		従業者給与総額に含める。	従業者に含める。
パートタイマー（注４）		従業者給与総額に含める。	従業者に含めない。
休職中の従業者		従業者給与総額に含める。	給与等が支払われている場合は従業者に含める。
中途退職者		退職時までの給与等は従業者給与総額に含める。	従業者に含めない。
保険の外交員		所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める。	所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める。
常時船舶の乗組員		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。

（注１）使用人兼務役員は役員と同様に扱います。

（注２）「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

（注３）「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働派遣者の保護等に関する法律」をいいます。

（注４）「パートタイマー」とは、形式的な呼称でなく、勤務の状態によって判定されるものであり、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第２条に規定する短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が正規従業者と比較して４分の３未満である者をいいます。

工 事業所等が豊田市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合〔法令56の74〕

事業所等が豊田市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合の当該事業所等の従業者給与総額は、次の算式によって求めた額とします。

(算式)

$$\text{従業者給与総額} = \frac{\text{当該事業所等に係る従業者給与総額}}{\text{当該事業所等に係る事業所床面積}} \times \frac{\text{豊田市の区域内に所在する部分に係る事業所床面積}}{\text{当該事業所等に係る事業所床面積}}$$

オ 障がい者又は年齢65歳以上の方の給与等〔法701の31①五及び②、法令7及び56の17〕

役員以外の方で、年齢65歳以上の方及び住民税において障がい者控除の対象となる方及び障害者職業センターの判定により知的障がい者とされた方に支払われた給与は非課税となり、課税標準となる従業者給与総額には含まれません。

なお、障がい者又は年齢65歳以上の方であるかどうかの判定は、給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日（＝判定日）の現況によります。判定日において障がい者又は年齢65歳以上である方に対して支払われる給与等については従業者給与総額に含まれません。

(例) 毎月1日～月末分を翌月の15日に支払う場合

満65歳

↓

7月	8月	9月	10月	11月
★	★	★	★	★
判定日	判定日	判定日	判定日	判定日
従業者給与総額に含む		従業者給与総額に含まない		

カ 雇用改善助成対象者の給与等〔法701の31①五及び②、法令56の17の2、法規24の2〕

雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の2分の1に相当する額を除いて行います。

雇用改善助成対象者とは、年齢が55歳以上65歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象になっている者で、特定求職者雇用開発助成金等の支給、作業環境に適応させるための訓練を受けた者等をいいます。

キ 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の方の給与等〔法令56の49〕

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の方の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等との区分については、それぞれの事業に従事した分量によってあん分することとされています。ただし、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとされます。

(注) 分量とは、勤務時間をいいます。

ク 課税標準の算定期間中において用途変更があった施設に勤務する方の給与等

課税標準の算定期間のうち課税の対象となる施設に係る期間に支払われた給与等が従業者給与総額に含まれます。

5 税率〔法701の42、条6〕

事業所税の税率は次のとおりです。

資 産 割	事業所床面積 1㎡あたり 600円
従業者割	従業者給与総額の 100分の 0.25

6 税額

事業所税は、次のように計算します。

なお、この場合の課税標準は、資産割にあっては、課税標準の算定期間中において豊田市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積であり、従業者割にあっては、それらの各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額です。〔法701の46②、法701の47②〕。

（１）資産割額

ア 課税標準の算定期間の月数が12月の場合

$$\begin{array}{l} \text{(算式)} \\ \text{資産割額} = \left[\begin{array}{l} \text{課税標準の} \\ \text{算定期間の} \\ \text{末日現在の} \\ \text{事業所床面} \\ \text{積} \end{array} - \begin{array}{l} \text{非課税と} \\ \text{なる事業} \\ \text{所床面積} \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税標準} \\ \text{の特例適} \\ \text{用による} \\ \text{控除床面} \\ \text{積} \end{array} \right] \times 600\text{円} \end{array}$$

イ 課税標準の算定期間の月数が12月未満の場合

$$\begin{array}{l} \text{(算式)} \\ \text{資産割額} = \left[\begin{array}{l} \text{課税標準の} \\ \text{算定期間の} \\ \text{末日現在の} \\ \text{事業所床面} \\ \text{積} \end{array} - \begin{array}{l} \text{非課税と} \\ \text{なる事業} \\ \text{所床面積} \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税標準} \\ \text{の特例適} \\ \text{用による} \\ \text{控除床面} \\ \text{積} \end{array} \right] \times \frac{\text{課税標準} \\ \text{の算定期} \\ \text{間の月数}}{12} \times 600\text{円} \end{array}$$

（２）従業者割額

$$\begin{array}{l} \text{(算式)} \\ \text{従業者} \\ \text{割額} = \left[\begin{array}{l} \text{課税標準の} \\ \text{算定期間中} \\ \text{に支払われ} \\ \text{た従業者給} \\ \text{与総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{非課税とな} \\ \text{る従業者給} \\ \text{与総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税標準の} \\ \text{特例適用に} \\ \text{よる控除従} \\ \text{業者給与総} \\ \text{額} \end{array} \right] \times \frac{0.25}{100} \end{array}$$

(3) 事業所税額

端数処理については、課税標準となる事業所床面積に1㎡未満の端数が生じた場合、1㎡の100分の1未満（小数点第3位以下）を、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数金額が生じた場合、その端数金額を切り捨てます。

また、税額に100円未満の端数が生じた場合は、その100円未満の端数を切り捨てます。〔法20の4の2③〕。税額の端数処理方法としては、算出した資産割額、従業者割額について、それぞれ1円未満を切り捨て、合算した最終の事業所税額について100円未満を切り捨てます。

事業所税額 (100円未満切捨て)	=	資産割額 (1円未満切捨て)	+	従業者割額 (1円未満切捨て)
----------------------	---	-------------------	---	--------------------

7 免税点〔法701の43、条89の8〕

事業所税は、次の場合は課税されません。これを免税点といいます。

なお、免税点の判定は、資産割及び従業者割のそれぞれについて行います。

資 産 割	課税標準の算定期間の末日において市内の各事業所等の事業所床面積（非課税部分を除く）の合計が1,000㎡以下
従業者割	課税標準の算定期間の末日において市内の各事業所等の従業者数（非課税対象者を除く）の合計が100人以下

(1) 免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

課税標準の算定期間が12月に満たない場合の資産割の免税点の判定についても、月割の方法は適用されず、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します（この結果、免税点を超えて課税されることとなる場合は、課税標準の算定期間の月数によりあん分して資産割の課税標準を算定することになります）。

(2) 免税点は、基礎控除の制度ではありません。

例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合は免税点を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分のみではなく、全体の1,500㎡が課税対象となります。

(3) 事業を休止している場合のその休止部分に係る床面積は、免税点の基礎となる事業所床面積に含まれます（事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6か月以上連続して休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含めない扱いがなされます）。

(4) 免税点の判定にあたっては、次のような特例があります。

ア 企業組合又は協業組合の特例〔法701の43②、法令56の72〕

企業組合又は協業組合で一定の条件を満たすものの免税点の判定は、個々の事業所ごとに免税点の判定を行います。

イ 従業者の数に著しい変動がある事業所等の特例〔法701の43④、法令56の73〕

市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、最小であるものの数値の2倍を超える事業所等について

は、次の算式によって求めた数を当該事業所等の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなし、免税点の判定を行います。

(算式)

$$\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数} = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数の合計数}}{\text{課税標準の算定期間の月数（注）}}$$

(注) 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

8 共同事業の特例〔法令56の51①〕

共同事業における課税標準については、共同事業を行う共同事業者ごとの損益分配割合によりあん分した事業所床面積又は従業者給与総額とされます。

また、免税点の判定においても、共同事業を行う各共同事業者は、その事業のうち、損益分配割合によりあん分した事業所床面積又は従業者数で判定します。

なお、共同事業を行う共同事業者には、その事業について連帯納税義務が課されます。

(算式)

$$\begin{array}{lcl} \text{課税標準となる} & & \text{各共同事業者が共同事業で} \\ \text{べき事業所床面} & & \text{ある事業を単独で行うもの} \\ \text{積又は従業者給} & = & \text{とみなした場合において、課} \\ \text{与総額} & & \text{税標準となるべき事業所床} \\ & & \text{面積又は従業者給与総額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{損益分配の割合} \\ \text{（当該割合が定められてい} \\ \text{ない場合には、出資の価} \\ \text{額に応ずる割合）} \end{array}$$

9 みなし共同事業の特例

(1) みなし共同事業とは〔法701の32②、法令56の21②〕

事業者が親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者を有していて、その事業者（特殊関係者を有するもの）の事業と特殊関係者の事業とが同一家屋で行われている場合（当該事業がその特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでなく、かつ、事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除く。）、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負う制度です。

(2) 免税点の判定〔法令56の75②〕

あなたの事業所等の事業所床面積及び従業者数に、あなたと同一家屋内にある特殊関係者の事業所等の事業所床面積及び従業者数を合算して免税点の判定を行います。

(3) 課税標準〔法令56の51②〕

特殊関係者が同一家屋内で行う事業の事業所等の事業所床面積及び従業者数は合算せず、あなたの事業所等の事業所床面積及び従業者数のみで課税標準の算定を行います。

(例) A 社（あなた）が特殊関係者を有する方であり、B 社が特殊関係者である場合

甲町	乙町	丙町
A 社 300㎡ 40人	A 社 500㎡ 40人 B 社 400㎡ 30人	B 社 700㎡ 35人

(注)  は、みなし共同事業となる部分を示します。

〈免税点の判定及び課税標準の算定〉

A 社 (あなた)	免税点の判定 資 産 割 : $300\text{㎡} + 500\text{㎡} + (400\text{㎡}) = 1,200\text{㎡}$ 判定 : 納税義務あり 従業者割 : $40\text{人} + 40\text{人} + (30\text{人}) = 110\text{人}$ 判定 : 納税義務あり
	課税標準の算定 資 産 割 : $300\text{㎡} + 500\text{㎡} = 800\text{㎡}$ 従業者割 : $40\text{人} + 40\text{人} = 80\text{人分}$ の従業者給与総額
B 社	免税点の判定 資 産 割 : $400\text{㎡} + 700\text{㎡} = 1,100\text{㎡}$ 判定 : 納税義務あり 従業者割 : $30\text{人} + 35\text{人} = 65\text{人}$ 判定 : 納税義務なし※
	課税標準の算定 資 産 割 : $400\text{㎡} + 700\text{㎡} = 1,100\text{㎡}$

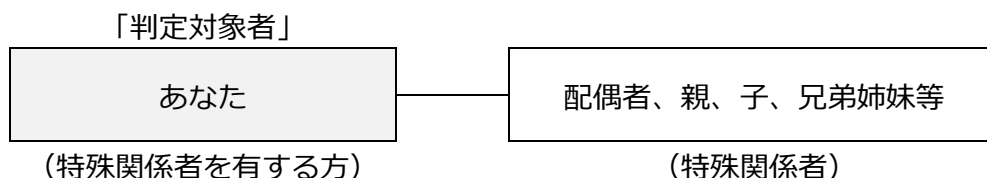
※ A 社と B 社が互いに特殊関係者である場合は、乙町の A 社部分はみなし共同事業となり、B 社の従業者割は $30\text{人} + 35\text{人} + (40\text{人}) = 105\text{人}$ で納税義務ありとなります。

（４）特殊関係者〔法701の32②、法令56の21①〕

特殊関係者とは、親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 第1号該当〔法令56の21①一〕

あなた（特殊関係者を有する方であるかどうか判定すべき方をいい、「判定対象者」と表します。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹



イ 第2号該当〔法令56の21①二〕

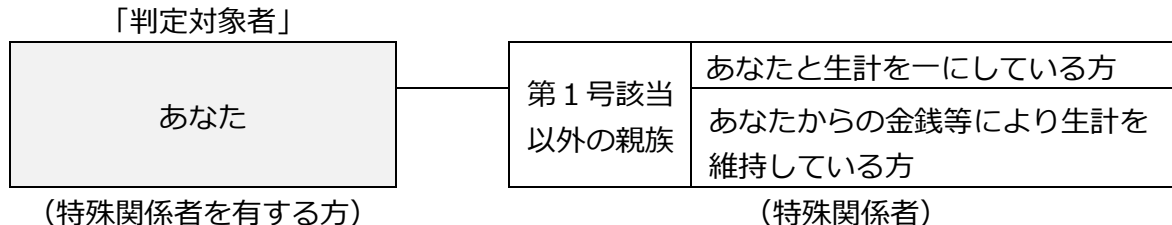
あなたの親族（第1号該当に掲げる方を除く6親等内の血族及び3親等内の姻族）で、次のいずれかに該当する方

（ア）あなたと生計を一にしている方

日常生活の生活費を共通にしていることをいい、必ずしも同居していることを必要としません。

（イ）あなたから受ける金銭その他の財産により生計を維持している方

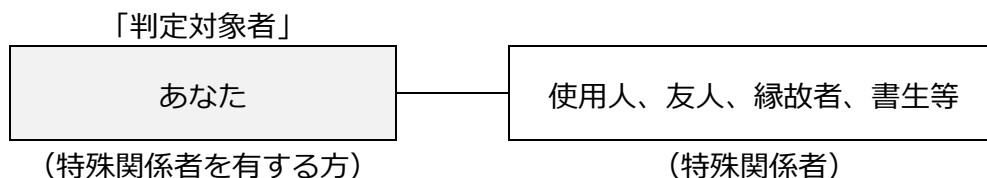
あなたから給付を受けた金銭その他の財産又は当該金銭その他の財産の運用によって生ずる収入を生活費として日常生活をしていることをいいます。



ウ 第3号該当〔法令56の21①三〕

あなたの使用人等（第1号該当又は第2号該当に掲げる方を除きます。）で、あなたから受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している方

この場合の「特別の金銭その他の財産」とは、給与、報酬等の役務又は物の提供の対価として受ける給付以外のものをいいます。

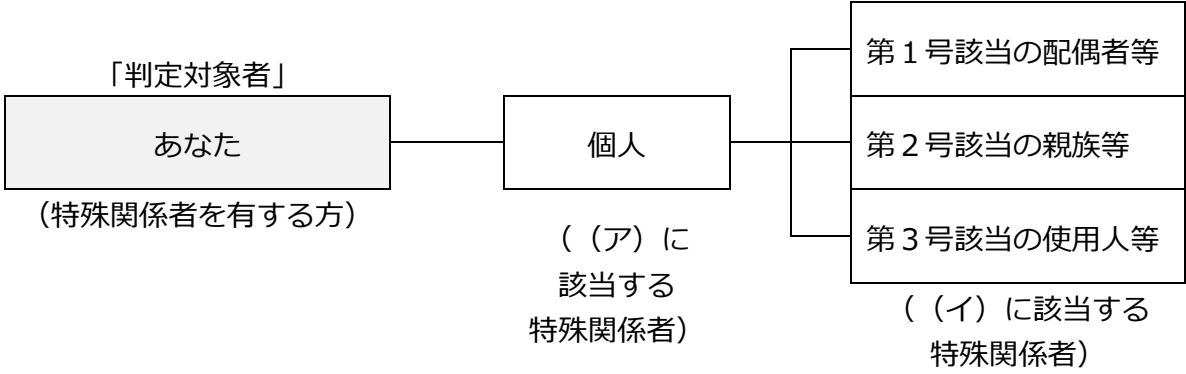


エ 第4号該当〔法令56の21④四〕

次に該当する個人の方

(ア) あなたに特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている方（第1号該当又は第2号該当に掲げる方を除きます。）

(イ) (ア)の方と第1号該当から第3号該当までの一に該当する関係がある方
「財産を提供して」いる場合とは、財産を譲渡している場合のほか、賃貸等により利用させている場合も含まれます。



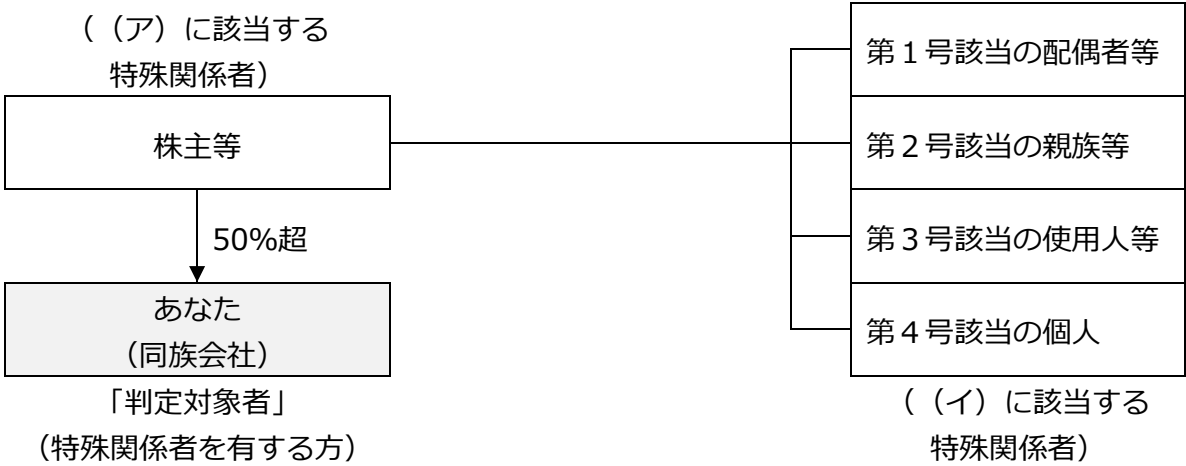
オ 第5号該当〔法令56の21④五〕

あなたが同族会社（20ページ（5）ア参照）の場合で、次に該当する個人の方

(ア) 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員の方

この場合の「同族会社の判定の基礎となった株主又は社員の方」とは、あなたが同族会社であるとの判定が行われた際、直接その判定の基礎とされた方をいいます。

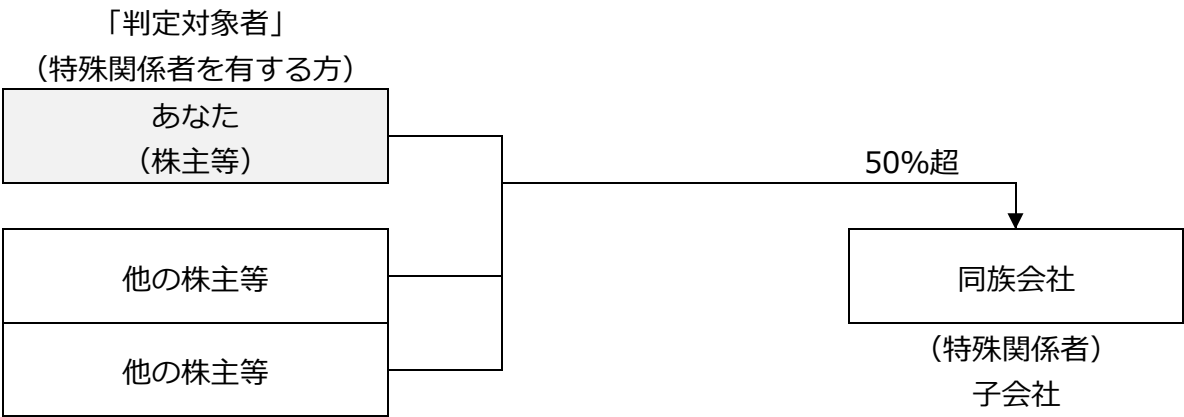
(イ) (ア)の方と第1号該当から第4号該当までの一に該当する関係がある方
((ア) に該当する
特殊関係者)



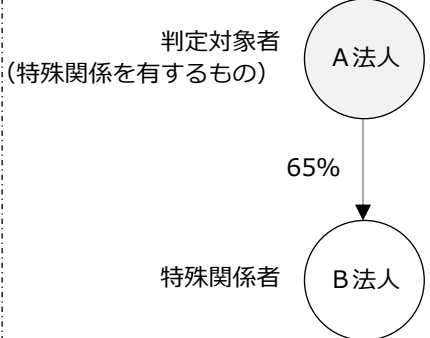
カ 第6号該当〔法令56の21①六〕

あなたを判定の基礎として同族会社に該当する会社

この判定の基礎とするものは、3人以下の株主等（株主グループ）となります。あなたが法人の場合は、あなたの「子会社」が特殊関係者となります。



(例1)

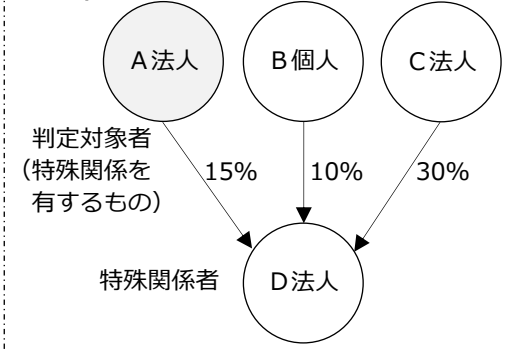


判定対象者をA法人とした場合、B法人が特殊関係者となります。

判定対象者	特殊関係者	
A 法人	第6号該当	B 法人
B 法人	－	－

左記以外に出資関係がない場合

(例2)



判定対象者をA法人とした場合、D法人が特殊関係者となります。

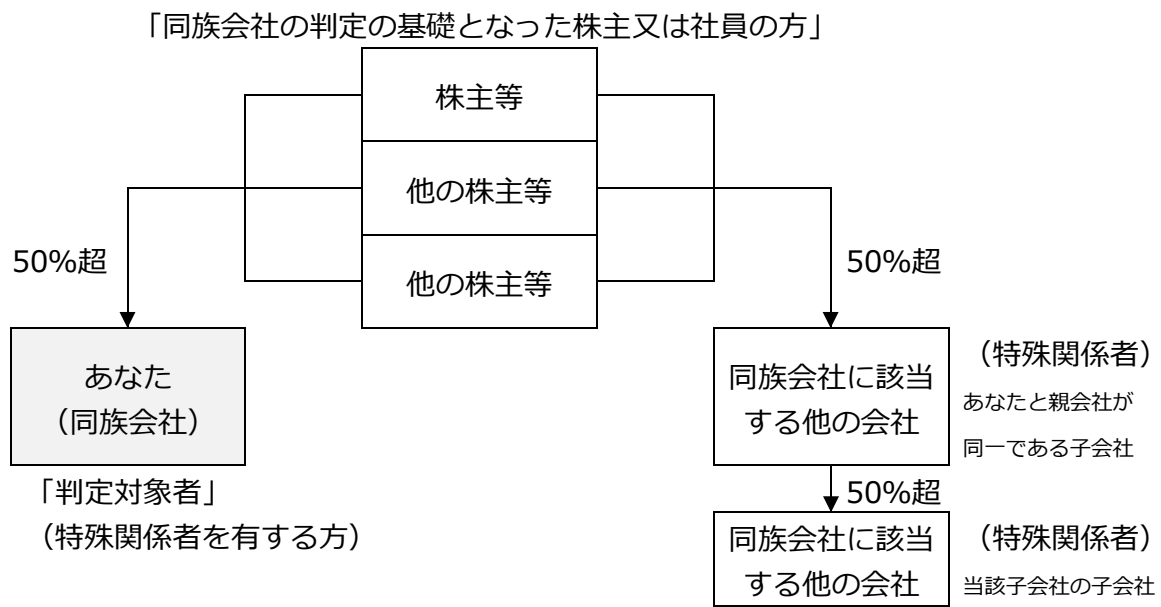
判定対象者	特殊関係者	
A 法人	第6号該当	D 法人
B 個人	第6号該当	D 法人
C 法人	第6号該当	D 法人
D 法人	第5号該当	B 個人

左記以外に出資関係がない場合

キ 第7号該当〔法令56の21①七〕

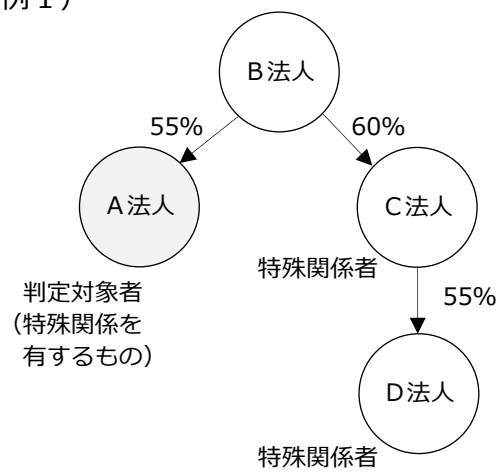
あなたが同族会社の場合に、その同族会社の判定の基礎となった株主又は社員の方（これらの方と第1号該当から第4号該当までに該当する関係がある個人の方及びこれらの方（注）を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

同族会社の判定の基礎となった株主が法人の場合は、「あなたと親会社が同一である子会社」及び「当該子会社の子会社」が特殊関係者となります。



(注) かつこ書きの后者の「これらの方」には、「これらの方と第1号該当から第4号該当までに該当する関係がある個人の方」を含みます。

(例1)

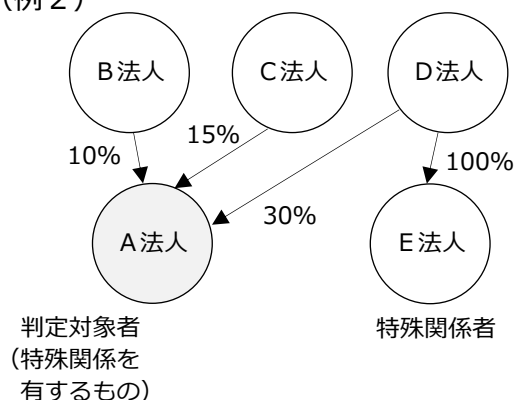


判定対象者をA法人とした場合、C法人とD法人が特殊関係者となります。

判定対象者	特殊関係者	
A法人	第7号該当	C法人、D法人
B法人	第6号該当	A法人、C法人
C法人	第6号該当	D法人
	第7号該当	A法人
D法人	—	—

左記以外に出資関係がない場合

(例 2)



判定対象者をA法人とした場合、E法人が特殊関係者となります。

判定対象者	特殊関係者	
A 法人	第 7 号該当	E 法人
B 法人	第 6 号該当	A 法人
C 法人	第 6 号該当	A 法人
D 法人	第 6 号該当	A 法人、E 法人
E 法人	—	—

左記以外に出資関係がない場合

(5) その他

ア 「同族会社」とは

法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社をいい、その会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の 3 人以下及びその株主等と特殊な関係にある個人、法人（株主グループ）が、その会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 50 パーセント超の数又は金額の株式又は出資を有する場合等における会社をいいます。

したがって、同族会社であるかどうかの判定は、法人税と同様に、株主等の 3 人以下及びその株主等と特殊な関係にある個人、法人（株主グループ）を含めて、その保有する株式の総数、出資の金額、議決権の数又は社員の数（合名会社、合資会社又は合同会社に限りま

す。）により行うことになります。

イ 判定日

同族会社に該当するかどうか、特殊関係者を有する方であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかは、課税標準の算定期間の末日の現況によって判定されます。〔法令 56 の 21 ⑤〕

ウ 連帯納税義務

特殊関係者の行う事業が、事業を行う方との共同事業とみなされた場合は、事業を行う方と特殊関係者には、その事業について連帯納税義務が課されます。〔法 10 の 2 ①、取扱通知 第 9 章 3 (4) ウ〕

Ⅲ 事業所税の非課税

事業所税の非課税については、事業を行う方の性格にかんがみ設けられている人的な非課税と施設の用途に着目して設けられている用途による非課税に大別されます。

非課税の概要は下表のとおりです。資産割又は従業者割に○が記載されている場合にその施設に対して資産割又は従業者割の非課税が適用されます。

また、事業所税の非課税については、次のことにご注意ください。

- 1 非課税の適用があるかどうかは課税標準の算定期間の末日の現況（事業所等の廃止にあたっては、廃止日の現況）によって判定されます。
- 2 用途による非課税については、直接非課税の用途に供される施設のみが非課税の対象とされます。このため、廊下、階段等の共用部分は、防災施設等に係る非課税を除き、原則として、非課税が適用されません。

非課税対象施設一覧

整理番号	対象施設等	要件等	資産割	従業者割	根拠法令
1	国・公共法人	国、非課税独立行政法人及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人	○	○	法701の34 ①
2	公益法人等 (注1)	法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	〃 ②
3	教育文化施設	博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	○	○	〃 ③-3
4	公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で、知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	〃 ③-4
5	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○	〃 ③-5
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	〃 ③-6
7	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	〃 ③-7
8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項等の規定による許可、認定又は市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-8
9	病院、診療所等	医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健	○	○	〃 ③-9

		施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所			
10	保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設	○	○	" ③-10
	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育施設	○	○	" ③-10の2
	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設	○	○	" ③-10の3
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○	" ③-10の4
	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設	○	○	" ③-10の5
	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	" ③-10の6
	社会福祉施設	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設	○	○	" ③-10の7
	包括的支援事業用施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	" ③-10の8
	保育事業施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	" ③-10の9
11	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○	" ③-11
12	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	" ③-12
13	卸売市場	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場、その機能を補完する付設集団売場等及び指定場外保管場所	○	○	" ③-14
14	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設	○	○	" ③-16
15	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設	○	○	" ③-17
16	中小企業の集積の活性化等事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又	○	○	" ③-18

	用施設	は中小企業の集積の活性化等に寄与する事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設			
17	総合特別区域施設	総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設及び総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○	" ③-19
18	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設	○	○	" ③-20
19	自動車運送事業用施設	一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	" ③-21
20	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	" ③-22
21	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち国際路線に係るもの	○	○	" ③-23
22	電気通信事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話、自動車電話等を除きます。）を営む者が当該事業の用に供する施設で、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	" ③-24
23	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の用に供する施設	○	○	" ③-25
24	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○	" ③-25の②
25	勤労者の福利厚生施設（注2）	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	" ③-26
26	路外駐車場	駐車場法第2条第2項に規定する路外駐車	○	○	"

	(注3)	場で、都市計画において定められた都市計画駐車場等			③-27
27	都市計画駐輪場	原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	" ③-28
28	高速道路事業用施設	中日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	" ③-29
29	消防用設備等・特殊消防用設備等・防災施設等 (注4)	特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等	○	-	" ④
30	港湾運送事業用施設	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	-	○	" ⑤

(注1) 公益法人等 [法701の34②、法令56の23]

公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合において、事業所床面積又は従業者給与総額のうち非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定により区分して行う経理に基づき、非課税の適用を受ける事業所床面積又は従業者給与総額を算定します。

(注2) 勤労者の福利厚生施設 [法701の34③二六、法令56の41、取扱通知第9章3(5)工]

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体等が経営するものでこれらの者等が雇用する勤労者及び組合員の利用に供するための福利厚生施設並びにこれらの者等から経営の委託を受けて行う専ら勤労者等の利用に供するための福利厚生施設が対象となります。

福利厚生施設とは、体育館、保養所、理髪店、医務室、更衣室、休憩室、娯楽室、図書室、食堂、喫茶室などをいいます。ただし、タクシー乗務員の仮眠室、電話交換手の休憩室、制服着用義務者の更衣室、工場の浴室等の業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設に該当しません。

(注3) 路外駐車場 [法701の34③二七、法令56の42]

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で次に掲げるものが対象となります。

ア 都市計画において定められたもの

イ 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの

駐車スペース(駐車マス)の面積の合計が500㎡以上であり、利用者から駐車料金を徴収するものが対象となります。

ウ 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの

公益上必要な施設からおおむね200メートル以内の距離に設置されており、不特定多

数の者の利用に供されるものが対象となります。特定の店舗等の利用者のみの利便施設となる駐車場については、この非課税の対象となりません。

- ※ 1 「路外駐車場」とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいいます。
- 2 「一般公共の用に供される」とは、特定の者のみに限定されず、不特定多数の者の利用に供されることをいいます。
- 3 月極駐車のみを取り扱い、時間駐車を取り扱わない駐車場は、この非課税の対象となりません。
- 4 非課税対象面積には、駐車のために供する部分のほか、車路、料金所及びターンテーブル等が含まれます。

(注4) 特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等〔法701の34④、法令56の43〕

消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入りするものとして、アに掲げる特定防火対象物の範囲（法令56の43①）に該当する防火対象物（以下「特定防火対象物」といいます。）に設置される、イ（ア）に掲げる消防用設備等及びイ（イ）に掲げる防災施設等が対象になります。

なお、非課税の対象となるのは、特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等に限られます。消防用設備等及び防災施設等が事業所用家屋に設置されていても、当該事業所用家屋がアに掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税の適用はありません。

ア 特定防火対象物の範囲（消防法施行令第6条別表第1からの抜粋）

項	防火対象物の用途等
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗等で一定のもの ニ カラオケボックス等で一定のもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するもの
(6)	イ (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）（i）において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。

	(2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、有床診療所((2)に掲げるものを除く。)又は有床助産所 (4) 無床診療所又は無床助産所 □ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設等で一定のもの ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム等で一定のもの 二 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除きます。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限ります。)

イ 非課税対象となる施設等(アに掲げる特定防火対象物に設置されるものに限ります。)

(ア) 消防用設備等〔法令56の43②〕

整理 番号	区分	非課税対象施設	非課税 割合
1	消火設備 ※水その他消火剤 を使用して消火を 行う機械器具又は 設備	ア 消火器及び簡易消火用具(水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩) イ 屋内消火栓設備 ウ スプリンクラー設備 エ 水噴霧消火設備 オ 泡消火設備 カ 不活性ガス消火設備 キ ハロゲン化物消火設備 ク 粉末消火設備 ケ 屋外消火栓設備 コ 動力消防ポンプ設備	全部
2	警報設備 ※火災の発生を報 知する機械器具又 は設備	ア 自動火災報知設備 イ ガス漏れ火災警報設備 ウ 漏電火災警報器 エ 消防機関へ通報する火災報知設備 オ 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備(非常ベル、	

		自動式サイレン及び放送設備)	
3	避難設備 ※火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備	ア すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 イ 誘導灯及び誘導標識	
4	消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水	
5	消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	

(イ) 特殊消防用設備等

(ア) の消防用設備等に代えて用いる消防法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等であって、(ア) の消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画に従って設置し、及び維持するものとして総務大臣の認定を受けたものをいいます。

(ウ) 防災施設等〔法令56の43③、④〕

課税対象施設	非課税割合
1 階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室 (3) (1) 及び (2) 以外の直通階段で避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいい、通常は1階をいいます。）又は地上へ通じるもの（傾斜路を含みます。）	全部 全部 1/2
2 廊下	1/2
3 消防用設備等以外の排煙設備（予備電源を含みます。）	全部
4 非常用の照明装置（予備電源を含みます。）	全部
5 非常用の進入口（バルコニーを含みます。）	全部
6 避難階における屋外への出入口（風除室等）	1/2
7 次の設備又は装置を設置している中央管理室（消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は除きます。） (1) 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 (2) 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用工エレベーターのかご内と連絡する電話装置 (3) 消防機関へ通報する火災報知設備	1/2 1/2 1/2
8 非常用工エレベーター（予備電源を含みます。）	全部
9 主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は3階以上の階に居室を有する建築物の部分のうち、次の部分で防火区画されているもの（1～8に掲げる施設又は設備に係るものを除きます。） (注) ここでいう防火区画とは、縦方向に空間が連続する部分とその他の部分を準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第2条第9号の2に規定する	

防火設備で区画することをいいます。	
(1) 吹抜きとなっている部分	1/2
(2) 階段の部分	1/2
(3) 昇降機の昇降路の部分	1/2
(4) ダクトスペースの部分	1/2
(5) その他これらに類する部分（(1)～(4)からのみ人が出入りする ことのできる公衆便所・公衆電話所等）	1/2
10 避難通路	
(1) 豊田市火災予防条例に規定するもの（劇場等、キャバレー等及び飲食 店、百貨店等に対して設置が義務づけられているもの）でスプリンクラー 設備の有効範囲内に設置されるもの。	全部
(2) 豊田市火災予防条例に規定するもので、(1)以外のもの	1/2
11 豊田市火災予防条例の規定に基づき設置された喫煙所	1/2
12 条例又は市長若しくは消防長の命令に基づき設置する施設又は設備で、火 災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理さ れていると市長が認めるもの	1/2

Ⅳ 事業所税の課税標準の特例

事業所税の課税標準の特例（以下「特例」といいます。）については、非課税と同様に人的な特例と用途による特例に大別されます。

特例の概要は下記の表のとおりで、表に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

また、事業所税の特例については、次のことにご注意ください。

- 1 特例の適用があるかどうかは課税標準の算定期間の末日の現況によって判定されます。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。
- 2 特例規定のうち2以上の規定の適用がある場合は、下記の①から②までの順序により、一の規定を適用した後の課税標準を基礎として次の順序の規定が適用されます。〔法令56の71〕

《適用順序》

- ① 地方税法第701条の41第1項（同項の各号の重複適用は行いません。）
- ② 地方税法第701条の41第2項

特例対象施設一覧表（法第701条の41）

整理番号	対象施設等	要件等	控除割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	協同組合等	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①-1
2	各種学校等	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	" ①-2
3	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設	3/4	－	" ①-3
4	公害防止事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項等の規定による許可、認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設	3/4	1/2	" ①-4
5	家畜市場	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	3/4	－	" ①-5
6	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	－	" ①-6

7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外の施設	3/4	－	” ①-7
8	木材市場・木材保管施設	定期的の開場されその売買がせり売り等の方法により行われる木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	－	” ①-8
9	旅館・ホテル用施設	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除きます。）	1/2	－	” ①-9
10	港湾施設のうち一定のもの	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	1/2	1/2	” ①-10
11	港湾施設のうち上屋、倉庫	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2	” ①-11
12	外国貿易コンテナ施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運行されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	－	” ①-12
13	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	－	” ①-13
14	倉庫業者の倉庫（営業用倉庫）	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	－	” ①-14
15	タクシー事業用施設	道路運送法第3条第1項八に掲げるタクシー事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	” ①-15
16	公共の飛行場に設置される施設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で、格納庫、運行管理施設、航空機整備施設等	1/2	1/2	” ①-16
17	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供される店舗等	1/2	1/2	” ①-17
18	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設	3/4	1/2	” ①-18

		置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫			
19	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	〃 ①-19
20	心身障害者多数雇用事業所等	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、障害者の雇用の促進に関する法律第49条第1項第6号の助成金及び雇用保険法施行規則第118条の3第1項の中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の支給を受けている施設又は設備に係るもの	1/2	－	〃 ②

(法附則第33条) ※特例の適用期限が定められています。

整理番号	対象施設等	要件等	控除割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
21	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設	1/4	－	本法附則33 ⑤
22	企業主導型保育事業施設	児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする同法第59条の2第1項に規定する施設のうち、当該施設の運営費についての政府の補助に係るものの用に供する施設	3/4	3/4	〃 ⑥

V 事業所税の減免

事業所税の減免については、地方税法に規定する非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡上、特別な事情があるものについて条例により減免することとしています。

減免の概要は32～34ページ「減免対象施設一覧表」のとおりですが、表に掲げる施設等において行われる事業に対する資産割又は従業者割が、「減免割合」欄に割合が記載されている場合にそれぞれの割合により減免が適用されます。

また、事業所税の減免については、次のことにご注意ください。

- 1 減免を受けようとする場合は、申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を提出してください。
- 2 減免の適用があるかどうかは課税標準の算定期間の末日の現況によって判定されます。
- 3 減免対象床面積が増減した場合は、減免対象部分が分かるよう記載された家屋の平面図を添付してください。

(豊田市事業所税条例第11条、豊田市市税減免規則第7条)

号	整理番号
(1)学術文化の振興等に寄与するものと認められる施設	1～4
(2)中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設	5～11
(3)その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とする施設	12～20
(4)その他特別の理由により、滅失又は使用不能の被害を受けた施設	21

整理番号	対象施設	減免割合		根拠法令
		資産割	従業者割	
1	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	1/2	1/2	条11①-1
2	法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」という。)で次の各号のいずれかに該当するもの (1)その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの (2)上記以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が、当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの(おおむね同程度以上)	1/2 当該舞台等に係る額の1/2	—	〃

3	道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2	〃
4	道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が、その本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	当該旅行に係るバスの走行km数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行km数の合計数で除して得た値の1/2		〃
5	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	条11①-2
6	法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全部	全部	〃
7	旧中小企業振興事業団法の施行前において旧小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第19号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部	〃
8	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	〃
9	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)	全部	全部	〃
10	果実飲料の日本農林規格第1条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000㎡以下の場合に限る。)	1/2	—	〃
11	法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000㎡未満であるもの	全部	全部	〃
12	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—	条11①-3
13	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—	〃

14	ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者(ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。)並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが原材料又は製品の保管(織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。)の用に供する施設	1/2	—	〃
15	蘭製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設(蘭製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む。)	1/2	—	〃
16	野菜又は果実(梅に限る。)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—	〃
17	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	当該事業に従事する者に係る額の全部	〃
18	列車内において食堂及び売店の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	当該事業に従事する者に係る額の1/2	〃
19	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成形場、施釉場を含む。)及び製品倉庫	1/2	—	〃
20	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公の施設	全部	全部	〃
21	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害による被害を受けたことにより、事業を行うことができなかった事業所用家屋	一定割合 (被災資産割額と被災期間による)	—	条11①-4

Ⅵ 事業所税の申告納付

1 事業所税の申告及び納付のあらまし

事業所税の申告には、事業所税の納付申告、免税点以下申告、事業所等の新設・廃止申告及び事業所用家屋の貸付等申告があります。

それぞれの申告のあらましは、下表のとおりです。

(1) 申告納付の期限等

申告区分	申告義務者	要件	申告（納付）期限	申告書の記載要領
納付申告 ・法701の46、47 ・条9①、②	事業を行う者	豊田市内に所在する事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合又は合計従業者数が100人を超える場合（非課税部分を除く）	（法人） 事業年度終了の日から2月以内 （個人） 翌年3月15日まで	事業所税の納付申告書 （40～48ページ）
免税点以下申告 ・条9③	同上	○前事業年度又は前年において納税義務を有していた場合 ○豊田市内に所在する事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合又は合計従業者数が80人を超える場合（非課税部分を含む）	同上	
事業所等の新設・廃止申告 ・法701の52① ・条10①	同上	事業所等を新設又は廃止した場合	新設又は廃止した日から1月以内	事業所等の新設（廃止）申告書 （49～50ページ）
事業所用家屋の貸付等申告 ・法701の52② ・条10②	事業所用家屋の貸付を行う者	事業所用家屋の全部又は一部を新たに貸し付けた場合	貸付日から1月以内	事業所用家屋貸付（異動）申告書 （51～53ページ）
		既に申告した事項に異動が生じた場合	異動日から1月以内	

（注）事業所税については、法人税・法人住民税において適用される、会計監査人の監査を理由とする申告期限の延長申請の制度はありません。

(2) 事業所税の申告書の入手方法

以下の様式は、豊田市役所のホームページの〈事業所税の申告書等のダウンロード〉から印刷できます。(<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/zeikin/1004297.html>)

〈ホームページから取得できる様式一覧〉

事業所税申告書	（様式第44号）
事業所等明細書	（様式第44号別表1）
非課税明細書	（様式第44号別表2）
課税標準の特例明細書	（様式第44号別表3）
共用部分の計算書	（様式第44号別表4）
事業所等の新設（廃止）申告書	（様式第62号）
事業所用家屋貸付（異動）申告書	（様式第63号）
事業所税減免申請書	（様式第64号）
事業所税減免申請書	（様式第64号の2）
従業者給与総額月別内訳明細書	（様式第65号）
非課税内訳書	（様式第66号）
課税標準の特例内訳書	（様式第67号）
事業所税の更正請求書	（様式第68号）

2 修正申告・更正の請求・更正決定処分

(1) 修正申告〔法701の49②〕

すでに確定した課税標準額又は税額が過小であったため不足額が生じることとなる場合は、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

また、一定の条件に該当する場合は加算金（37ページ）が課されます。

(2) 更正の請求〔法20の9の3〕

申告書（修正申告書を含みます。）に記載した課税標準額又は税額の計算が法令の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、申告納付期限から5年間に限り更正の請求ができます。

(3) 更正・決定〔法701の58〕

事実と相違した課税標準額等で申告されたり、申告書を提出されなかったりした場合には、更正又は決定を受けることとなります。

送付された納付書のとおり納付するほか、加算金（37ページ）が課されます。

3 延滞金・不申告の場合等の措置

(1) 延滞金〔法701の60〕

事業所税額を納期限後に納付する場合は、納付税額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、延滞金額を加算して納付していただきます。

延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞金の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とします。

ア 年14.6%の割合の延滞金

当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合

イ 年7.3%の割合の延滞金

当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）

なお、イの割合が適用される税額の区分については、次表のとおりです。

税額の区分	イの割合の適用期間
①提出期限までに提出した申告書に係る税額	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
②提出期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間及びその日の翌日から1月を経過する日までの期間
③修正申告書に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間及びその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(注1) 「延滞金特例基準割合」とは、平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年1%の割合を加算した割合をいいます。

(注2) 計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てて計算します。また、その延滞金に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。なお、その全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。〔法20の4の2②、⑤〕

(2) 加算金〔法701の61、701の62〕

不申告加算金	申告書の提出期限までに申告のない場合	税額の5%又は15%（20%）（注1） （さらに10%を加算する場合があります（注2））
過少申告加算金	申告書の提出期限までに申告があり、その申告税額に不足のある場合	不足税額の10%（15%）
重加算金	納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合	不足税額の35%又は40% （さらに10%を加算する場合があります（注2））

(注1) 令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合が30%に引き上げられます。

(注2) 平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。

4 事業所等の新設・廃止申告〔法701の52①、条10①〕

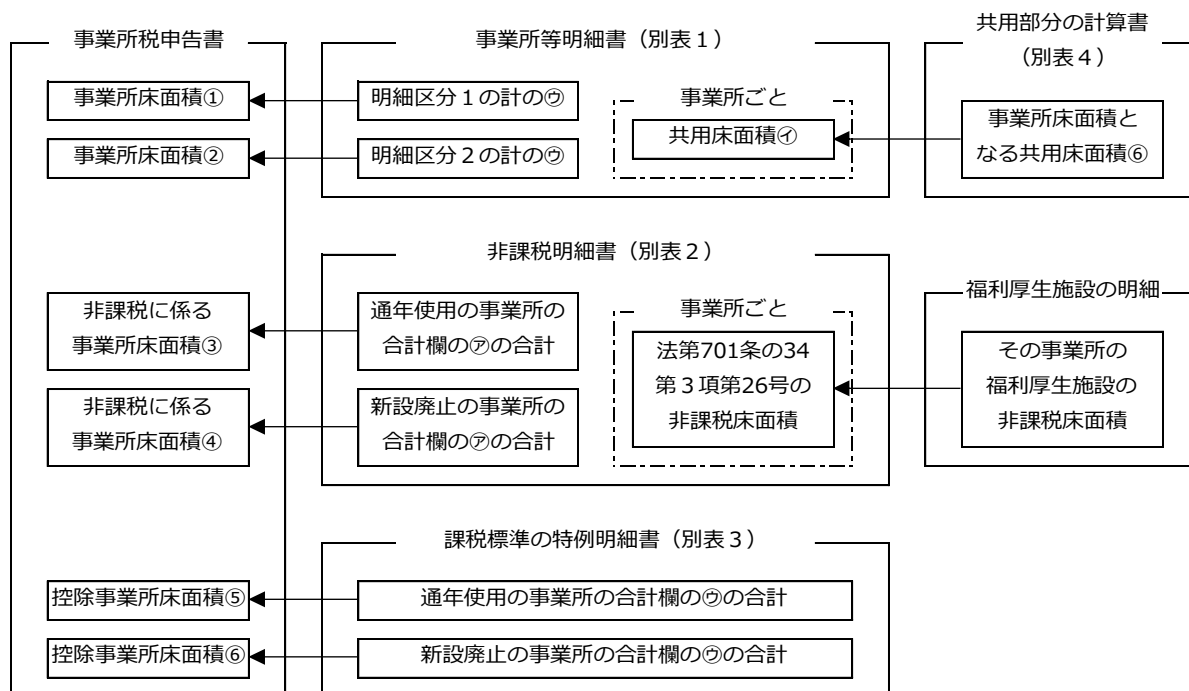
市内において事業所等を新設又は廃止した方は、新設又は廃止した日から1月以内に、「事業所等の新設（廃止）申告書（様式第6 2号）」を提出してください。

5 事業所用家屋の貸付申告〔法701の52②、条10②〕

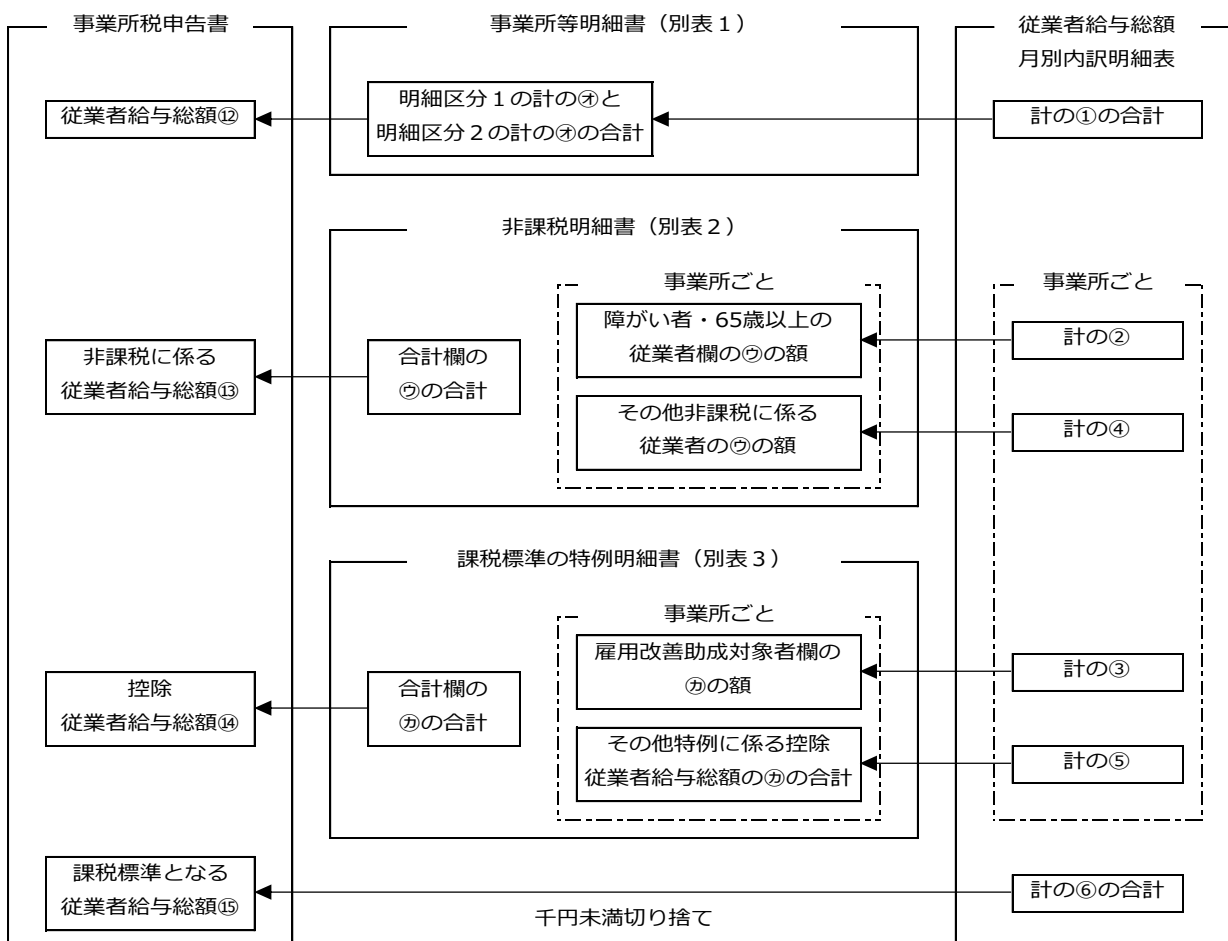
事業を行う方に事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けた場合は、貸し付けた日又は異動があった日から1月以内に「事業所用家屋貸付（異動）申告書（様式第6 3号）」を提出してください。

VII 事業所税の申告書等の書き方

資産割の記入の流れ



2 従業者割の記入の流れ



事業所税の申告書（第44号様式）の記載要領

受付印 4 年 4 月 27 日 (あて先) 豊田市長		※ 処理事項		発信年月日 通信日付印 確認		整理番号		事務所 5		管理番号 801234XX		申告区分	
(フリガナ) 氏名又は名称 1 ××ウソソウ ××運送株式会社		住所 本店 4 豊田市西町3丁目○番地		〒 471-8501 (電話) 0565-34-68XX		事業種目 6 一般貨物自動車運送業		資本金の額又は出資金の額 7 500,000		所轄税務署名 8 豊田 税務署		この申告に 応答する者 9 豊田 二郎	
(フリガナ) 個人番号又は法人番号 2 12345678901XX		又は 所在地 支店		〒 (電話)		事業年度又は課税期間 10		申告書		(電話) 34-68XX		9 豊田 二郎	
(フリガナ) 法人の代表者氏名 3 トヨタ タロウ 豊田 太郎		令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの		事業年度又は課税期間		10		申告書		(電話) 34-68XX		9 豊田 二郎	
資 産 割	事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	2,476.25	㎡	従業者給与総額	⑫	804,646,028	円				
	床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	490.00	㎡	非課税に係る従業者給与総額	⑬	224,206,610	円				
	非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積	③	50.00	㎡	控除従業者給与総額	⑭	2,088,798	円				
		②に係る非課税床面積	④	15.00	㎡	課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭)	⑮	578,350,000	円				
	控除事業所床面積	①に係る控除床面積	⑤	511.23	㎡	従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)	⑯	1,445,875	円				
		②に係る控除床面積	⑥	0.00	㎡	既に納付の確定した従業者割額	⑰		円				
	課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$	⑦	1,915.02	㎡	資産割額と従業者割額の合計額 (⑯+⑰)	⑱	2,642,300	円				
		②に係る課税標準となる床面積	⑧	79.16	㎡	既に納付の確定した事業所税額 (⑱-⑰)	⑲	0	円				
	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨	1,994.18	㎡	この申告により納付すべき事業所税額 (⑱-⑲)	⑳	2,642,300	円					
	資産割額 (⑨ × 600 円)	⑩	1,196,508	円	備考								
既に納付の確定した資産割額	⑪		円	関与税理士氏名	(電話)								

- 1 [氏名又は名称] 個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を記載してください。
- 2 [個人番号又は法人番号] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に定めるマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載してください。なお、個人番号は左側を1文字空けて記載してください。
- 3 [法人の代表者氏名] 申告書作成時に法人の業務を主宰する方が記名してください。
- 4 [住所又は所在地] 法人の場合は、本店の所在地が豊田市内の場合は本店所在地を、豊田市内の場合は本店所在地及び豊田市内の主たる支店の所在地を記載してください。
- 5 [管理番号] 豊田市で設定している8桁の番号を記載してください。
- 6 [事業種目] 事業の種類を具体的に記載してください（例：電気器具製造業、物品販売業など）。なお、2以上の事業を行う場合はそれぞれの事業を記載し、主たる事業を○で囲んでください。
- 7 [資本金の額又は出資金の額] 算定期間の末日現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- 8 [所轄税務署名] 個人の場合は所得税の、法人の場合は法人税の申告等を所轄する税務署名を記載してください。
- 9 [この申告に応答する者の氏名] この申告書の内容について応答する方の氏名を記載してください。
- 10 [事業所税の申告書] 修正申告の場合のみ「修正」と空白部分に記載してください。
- 11 [資産割] 次により記載してください。なお、資産割について免税点以下申告の場合は、①～⑧の欄のみ記載してください（床面積の1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください）。

- ① 「別表1事業所等明細書」の明細区分「1」の「事業所床面積㊟」の合計床面積を記載します。
- ② 「別表1事業所等明細書」の明細区分「2」の「事業所床面積㊟」の合計床面積を記載します。
- ③④ 「別表2非課税明細書」の「非課税床面積㊟」の合計の数値で③又は④に対応するそれぞれの合計床面積を記載します（44ページの3を参考に記載してください）。
- ⑤⑥ 「別表3課税標準の特例明細書」の「控除事業所床面積㊟」の合計の数値で⑤又は⑥に対応するそれぞれの合計床面積を記載します（45ページの3を参考に記載してください）。
- ⑦ 課税標準の算定期間が12月未満の場合は、①－③－⑤の床面積に算定期間の月数／12を乗じて得た床面積を記載します（月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします）。
- ⑧ 各事業所等の床面積（算定期間が12月未満の場合は⑦に準じて算出した床面積）に次の割合を乗じて得た床面積の合計を記載します。

（ア）算定期間の中途において新設された事業所等（（ウ）を除く）

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

（イ）算定期間の中途において廃止された事業所等（（ウ）を除く）

$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

（ウ）算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

- ⑨ ⑦及び⑧の合計床面積を記載します。
- ⑩ ⑨の床面積に税率の600円を乗じて得た額を1円単位で記載します。
- ⑪ 修正申告の場合に、納付申告等により既に納付の確定した資産割額を記載します。

12【従業者割】 次により記載してください。

- ⑫ 「別表1事業所等明細書」の「従業者給与総額㊟」の合計を記載します。
- ⑬ 「別表2非課税明細書」の「非課税従業者給与総額㊟」の合計を記載します。
- ⑭ 「別表3課税標準の特例明細書」の「控除従業者給与総額㊟」の合計を記載します。
- ⑮ ⑫－⑬－⑭の額を、1,000円未満の端数を切り捨てて記載します。
- ⑯ ⑮の従業者給与総額に税率100分の0.25を乗じて得た額を1円単位で記載します。
- ⑰ 修正申告の場合に、納付申告等により既に納付の確定した従業者割額を記載します。

13【資産割額と従業者割額の合計額】 ⑩と⑯の合算した額を100円未満の端数を切り捨てて記載します。

14【既に納付の確定した事業所税額】 修正申告の場合に、⑪と⑰の合算した額を100円未満の端数を切り捨てて記載します。

15【この申告により納付すべき事業所税額】 ⑯から⑰を差し引いた額を記載します。

※豊田市ホームページの様式（事業所税申告書様式第44号）のエクセルには、欄外に「休止床」と「みなし共同事業がある場合の床面積」を入力できるセルがありますので、入力してください。

事業所等明細書（第44号様式別表1）の記載要領

事業所等明細書		明細区分の別		算定期間		※ 整理番号		事務所		区分		管理番号		申告区分	
		1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等		令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで		氏名又は 個人番号又は法人番号		× × 運送株式会社		12345678901XX		801234XX			
※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	専用床面積 ㉗	共用床面積 ㉘	事業所床面積 (㉗+㉘) ㉙	使用した期間(年月日)	同上の月数	従業員数 ㉚	従業員給与総額 ㉛					
	1	本店	豊田市西町3丁目○番地	2 1,200.01		1,200.01	から								
		〇〇不動産株式会社	豊田市小坂町2丁目○番地	3 203.77		1,403.78	まで		110	665,333,223					
1	1	北支店	豊田市喜多町4丁目○番地	1,072.47		1,072.47	から		7	8					
		× × 運送株式会社					まで		24	125,808,435					
	2	南支店	豊田市様町5丁目○番地	490.00		490.00	4.1.20 から								
		× × 運送株式会社				4.3.31 まで		20	13,504,370						
	計	★算定期間の中途において新設・廃止された場合 事業所税申告書(第44号様式)の⑧には下記を参考に記載してください。 (事業所床面積 490.00㎡－非課税床面積 15.00㎡) × 2/12 ＝79.1666・・・			9 2,476.25		6 2 から		10 134	791,141,658					
	2					490.00	まで		20	13,504,370					
	計														

- 1 [明細区分] 事業所等が算定期間を通じて使用されたものを1、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものを2とし、該当する項目を○で囲んでください。
- 2 [専用床面積] ㉗の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積を記載してください（1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。以下同じ）。
- 3 [共用床面積] ㉘の欄は、専用床面積に対応する「別表4共用部分の計算書」の「事業所床面積となる共用床面積㉙」を記載してください。
- 4 [事業所床面積] ㉙の欄は、「専用床面積㉗」と「共用床面積㉘」の合計を記載してください。なお、家屋の一棟全てを使用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。「専用床面積㉗」と「共用床面積㉘」の記載は必要ありません。明細区分2の事業所等については、事業所床面積は月割計算後の床面積ではなく、それぞれの事業所等の月割計算前の床面積を記載してください。ただし、40ページ事業所税申告書（第44号様式）の⑧には、事業所床面積から非課税及び課税標準の特例に該当する床面積を控除後、「同上の月数」／「算定期間の月数」で乗じた床面積を記載してください。計算方法は上記★と前ページ「1
- 1 [資産割] ⑧」を参照してください。
- 5 [使用した期間] 明細区分2の場合のみ記載してください。
- 6 [同上の月数] 明細区分2の場合のみ、次により記載してください。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（（3）を除く）
当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（（3）を除く）
算定期間の開始の日の属する月から当該事業所等の廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数

- 7 [従業者数] ④の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数（障がい者、高齢者及び非課税従業者を含む。）を記載してください。従業者割について免税点以下の場合でも記載してください。
- 8 [従業者給与総額] ④の欄は、算定期間中に支払われた又は支払われるべき俸給、給与、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額を記載してください。「別表2非課税明細書」の「非課税従業者給与総額④」の欄及び「別表3課税標準の特例明細書」の「控除従業者給与総額④」の欄の金額も含みます。
- 9 [合計事業所床面積] 明細区分1の「事業所床面積④」の合計床面積を記載してください。申告書①欄に該当します。また、明細区分2の「事業所床面積④」の合計床面積を記載してください。申告書②欄に該当します。
- 10 [合計従業者数及び従業者給与総額] 明細区分1と明細区分2の「従業者数④」と「従業者給与総額④」の合計を区分ごとにそれぞれ記載してください。申告書⑩欄は、明細区分1と明細区分2の④の合計となります。

非課税明細書（第44号様式別表2）の記載要領

非課税明細書				※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで				氏名又は 名称	××運送株式会社				
				個人番号又は 法人番号	12345678901XX				
※	事業所等の名称 北支店			事業所等の所在地 豊田市喜多町4丁目○番地					
非課税の内訳				資産割		従業員割			
				非課税床面積 ㊦		非課税従業員数 ㊧		非課税従業員給与総額 ㊨	
1 法第701条の34第3項第26号該当				2 50.00		4 15		5 110,140,850	
法第701条の34第3項第26号該当									
法第701条の34第3項第26号該当									
障害者・65歳以上の従業員						6 21		6 114,065,760	
合計				50.00		36		224,206,610	
※	事業所等の名称 南支店			事業所等の所在地 豊田市桜町5丁目○番地					
非課税の内訳				資産割		従業員割			
				非課税床面積 ㊦		非課税従業員数 ㊧		非課税従業員給与総額 ㊨	
1 法第701条の34第3項第26号該当				2 15.00		4			
法第701条の34第3項第26号該当									
法第701条の34第3項第26号該当									
障害者・65歳以上の従業員						6		6	
合計				15.00					
非課税事業所床面積等の合計				3 65.00		36		7 224,206,610	

- 1 [非課税の内訳] 該当する条項と施設名を記載してください。
- 2 [非課税床面積] ㊦の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載してください。ただし、当該事業所等について「別表4共用部分の計算書」を添付する場合は、その共用部分に係る非課税床面積については記載しないでください。また、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所の非課税床面積について、月割計算前の床面積を記載してください。
- 3 [非課税事業所床面積の合計] ㊦の欄の非課税事業所床面積の合計を記載してください。
- 4 [非課税従業員数] ㊧の欄は、算定期間の末日又は廃止の日現在における、非課税に係る従業員数を該当項目ごとに記載してください。
- 5 [非課税従業員給与総額] ㊨の欄は、算定期間中に支払われた、非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載してください。
- 6 [障害者・（ ）歳以上の従業員] 障害者及び高齢者の従業員（役員を除く）について、「従業員数」と「給与総額」を記載してください。（ ）内には65を記載してください。
- 7 [非課税従業員給与総額の合計] ㊨の欄の非課税従業員給与総額の合計を記載してください。申告書⑬欄に該当します。

課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）の記載要領

課税標準の特例明細書		算定期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	※ 処理事項 氏名又は名称 ××運送株式会社 個人番号又は法人番号 12345678901XX		整理番号	事務所	区分	管理番号 801234XX	申告区分
			※ 事業所等の名称 本店						事業所等の所在地 豊田市西町3丁目○番地
課税標準の特例内訳		課税標準の特例適用対象床面積 ⑦	控除割合 ①	控除事業所床面積 (⑦×①) ⑨	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ⑩	控除割合 ④	控除従業者給与総額 (⑩×④) ⑪		
法第701条の41 第1項第2号該当		2		3	5		6		
法第701条の41 第1項第2号該当							$4,177,597 \text{円} \times 1/2 = 2,088,798.5$ → 2,088,798円(1円未満端数切捨)		
法第701条の41 第1項第2号該当									
雇用改善助成対象者					7	4,177,597	1/2	7	2,088,798
合 計						4,177,597			2,088,798
※ 事業所等の名称 北支店		事業所等の所在地 豊田市喜多町4丁目○番地							
課税標準の特例内訳		課税標準の特例適用対象床面積 ⑦	控除割合 ①	控除事業所床面積 (⑦×①) ⑨	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ⑩	控除割合 ④	控除従業者給与総額 (⑩×④) ⑪		
法第701条の41 第2項第2号該当		2	1,022.47	3	5		6		
法第701条の41 第2項第2号該当									
法第701条の41 第2項第2号該当									
雇用改善助成対象者							1/2		
合 計		1,022.47		511.23					
控除事業所床面積の合計			4	511.23	控除従業者給与総額の合計		8		2,088,798

- 1 [課税標準の特例内訳] 該当する条項と施設名を記載してください。
- 2 [課税標準の特例適用対象床面積] ⑦の欄は、算定期間の末日又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（「控除割合①」による控除前の床面積）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。また、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所の課税標準の特例に係る床面積について、月割計算前の床面積を記載してください。
- 3 [控除事業所床面積] ⑨の欄は、⑦の欄に①の控除割合を乗じ、1平方メートルの100分の1未満を切り捨てた数値を記載してください。
- 4 [控除事業所床面積の合計] ⑨の欄の控除事業所床面積の合計を記載してください。
- 5 [課税標準の特例適用対象従業者給与総額] ⑩の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（「控除割合④」による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
- 6 [控除従業者給与総額] ⑪の欄は、⑩の欄に④の控除割合を乗じた額を、1円未満の端数を切り捨てて記載してください。
- 7 [雇用改善助成対象者] 雇用改善助成対象者に係る給与等がある場合にも、5及び6と同様にこの欄に記載してください。
- 8 [控除従業者給与総額の合計] ⑪の欄の控除従業者給与総額の合計を記載してください。申告書⑭欄に該当します。

共用部分の計算書（第44号様式別表4）の記載要領

共用部分の計算書				算定期間		※ 処理事項		整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
				令和3年4月1日から						801234XX	
				令和4年3月31日まで			氏名又は名称	××運送株式会社			
						個人番号又は法人番号	12345678901XX				
※	事業所等の名称	本店		事業所等の所在地	豊田市西町3丁目○番地						
専用部分の延べ面積		①	1	5,300.00		③ の 内 訳		⑦			
①のうち当該事業所部分の延べ面積		②	2	1,200.01		消防設備等に係る共用床面積		⑦			
非課税に係る共用床面積		③	3	0		防災に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積	①	4	
③以外の共用床面積		④		900.00				2分の1が非課税となる共用床面積	⑨	($\times \frac{1}{2}$)	
共用床面積の合計(③+④)		⑤		900.00		⑦～⑨以外の非課税に係る共用床面積		⑩			
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{2}{1}$)		⑥		203.77		合 計 (⑦～⑩)		⑪			
※	事業所等の名称			事業所等の所在地							
専用部分の延べ面積		①				③ の 内 訳		⑦			
①のうち当該事業所部分の延べ面積		②				消防設備等に係る共用床面積		⑦			
非課税に係る共用床面積		③				防災に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積	①		
③以外の共用床面積		④						2分の1が非課税となる共用床面積	⑨	($\times \frac{1}{2}$)	
共用床面積の合計(③+④)		⑤				⑦～⑨以外の非課税に係る共用床面積		⑩			
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{2}{1}$)		⑥				合 計 (⑦～⑩)		⑪			

- 1 [専用部分の延べ面積] ①の欄は、一棟床面積から「共用床面積の合計⑤」を除いた面積を記載してください。
- 2 [当該事業所部分の延べ面積] ②の欄は、「専用部分の延べ面積①」の面積のうち、この申告に係る専用床面積を記載してください。なお、この専用床面積は、「第44号様式別表1事業所等明細書」の「専用床面積⑦」の欄と一致します。
- 3 [非課税に係る共用床面積] ③の欄は、「合計⑪」の欄の数値を記載してください。
- 4 [③の内訳] ⑦の欄は、次により記載してください。なお、「消防設備等に係る共用床面積⑦」、「防災に関する設備等・全部が非課税となる共用床面積①」及び「2分の1が非課税となる共用床面積⑨」の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください（特定防火対象物等については25ページをご覧ください）。
 - (1) ⑦の欄は、共用床面積のうち、消防用設備等（令56の43②に該当）に係る床面積を記載してください。
 - (2) ①の欄は、共用床面積のうち、避難階段等（令56の43③－1イ、同－4及び同－5イに該当）に係る床面積を記載してください。
 - (3) ⑨の欄は、共用床面積のうち、令56の43③－1ロ、同－2、同－3及び同－5ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。
 - (4) ⑩の欄は、共用床面積のうち、⑦、①及び⑨以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。
 - (5) ⑦～⑩に記載がある場合は、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

○計算例

共用計算とは

2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（共用部分）がある場合の各事業者の事業所床面積は、次の算式により求めます（○数字は第44号様式別表4中と同じものです）。

			ビル塔屋
			5 F
株式会社△△商店			4 F
1,680.45㎡			
□□産業株式会社			3 F
2,419.54㎡			2 F
××運送株式会社 本店			1 F
1,200.01㎡ ②			

一棟の専用部分の延べ面積
5,300.00㎡ ①

共用床面積の合計
900.00㎡ ⑤

<本店の場合>

$$\begin{array}{l} \times \times \text{運送株式} \\ \text{会社本店の事} \\ \text{業所床面積} \\ 1,403.78\text{㎡} \end{array} = \begin{array}{l} \text{本店の専用} \\ \text{部分の延べ床} \\ \text{面積 ②} \\ 1,200.01\text{㎡} \end{array} +$$

$$\begin{array}{l} \text{共用部分の} \\ \text{床面積 ④} \\ 900.00\text{㎡} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{本店の専用部分} \\ \text{の延べ面積 ②} \\ 1,200.01\text{㎡} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{一棟の専用部分} \\ \text{の延べ面積 ①} \\ 5,300.00\text{㎡} \end{array}}$$

本店の共用床面積 ⑥
203.77㎡

（注）専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあっては専ら居住の用に供する部分）をいいます。

共用部分とは、廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター、パイプスペース、機械室及び電気室など、上記の専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。

従業員給与総額月別内訳明細書（第65号）の記載要領

従業員給与総額月別内訳明細書					算定期間 3 年 4 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで		※処理事項 氏名又は名称 ××運送株式会社		整理番号 事務所 区分 管理(宛名)番号 申告区分 801234XX		様式第六十五号 (豊田 市 市 税 の 様 式 を 定 め る 規 則) (提出用)	
区分 月	1 従業員給与総額 ①		2 障害者及び65歳以上(注) の者の給与等 ②		3 雇用改善助成対象者の 給与等×1/2 ③		4 非課税に係る従業員 給与総額 ④		5 課税標準の特例控除 従業員給与総額 ⑤		差引課税標準となる 従業員給与総額 ①-②-③-④-⑤=⑥	
月	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
4	155	56,464,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		118	40,879,000
5	155	56,485,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		118	40,900,000
6	152	54,470,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		115	38,885,000
7	157	58,480,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		120	42,895,000
8	156	57,470,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		119	41,885,000
9	154	55,470,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		117	39,885,000
10	155	56,464,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		118	40,879,000
11	155	56,485,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		118	40,900,000
12	152	54,470,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		115	38,885,000
1	157	58,480,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		120	42,895,000
2	156	57,470,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		119	41,885,000
3	154	55,470,000	21	8,100,000	(1)	145,000	15	7,340,000	()		117	39,885,000
					()				()		0	0
12 月算与	150	66,968,028	21	11,031,520	(1)	223,197	15	12,060,850	()		113	43,652,461
7 月算与	154	60,000,000	21	5,834,240	(1)	125,601	15	10,000,000	()		117	44,040,159
未払金					()				()		0	0
合 計		804,646,028		114,065,760		2,088,798		110,140,850		0		578,350,620

(注)豊田市ホームページの市民税課事業所税ページをご覧ください。

- 1 [従業員給与総額] 事業所等明細書の①従業員給与総額の月別内訳を記載してください。
- 2 [障害者及び65歳以上(注)の者の給与等] 非課税明細書の障害者・65歳以上の従業員給与総額の月別内訳を記載してください。
- 3 [雇用改善助成対象者の給与等×1/2] 課税標準の特例明細書の雇用改善助成対象者の④控除従業員給与総額の月別内訳を記載してください。
- 4 [非課税に係る従業員給与総額] 非課税明細書の非課税従業員給与総額の月別内訳を記載してください。
- 5 [課税標準の特例控除従業員給与総額] 課税標準の特例明細書の法701条の41該当の⑤控除従業員給与総額の月別内訳を記載してください。

※各事業所の合計欄の数字を合計した場合、第65号様式と第44号様式の関係は次のようになります。

第65号様式	第44号様式
①従業員給与総額	⑫従業員給与総額
②障害者及び65歳以上(注)の者の給与等	⑬非課税に係る従業員給与総額
④非課税に係る従業員給与総額	
③雇用改善助成対象者の給与等×1/2	⑭控除従業員給与総額
⑤課税標準の特例控除従業員給与総額	
⑥課税標準となる従業員給与総額	⑮課税標準となる従業員給与総額

事業所等の新設・廃止申告（第62号）について

様式第62号					(提出用)				
受 付 印					整 理 号				
事業所等の新設(廃止)申告書									
豊 田 市 長 様									
4 年 3 月 1 日									
申 告 者	住 所 (所 在 地)	1 豊田市西町3丁目〇番地			事 業 種 目	一般貨物自動車運送業			
	フリガナ	××ウンソウ			この申告に 応ずる氏 名の氏名	豊田 二郎			
	氏 名 (名 称)	2 ××運送株式会社							
	フリガナ	トヨタ タロウ							
	法人の代表者氏名	3 豊田 太郎							
事業年度 (課税期間)	3 年 4 月 1 日 から			4 年 3 月 31 日まで					
下記の事業所等を新設(廃止)したので、豊田市事業所税条例第10条第1項の規定により申告します。									
記									
新 設 (廃 止) 事 業 所 等	所 在 地	4 豊田市高町1丁目〇番地							
	名 称	5 東支店			建物名	6 〇〇ビル			
	新 設 (廃 止) 年 月 日	3 年 2 月 1 日 新設(廃止)							
	自 己 所有 の 場 合	建 築 年 月 日	3 年 1 月 1 日			※新設(廃止)に際し、これに代わる他の事業所用家屋を 年 月 日に ()ア 取り壊した ()イ 取り壊す予定 ()ウ 新築した ()エ 新築予定			
	自己所有 以外 の 場 合	所 有 者	住 所 (所 在 地)						
		氏 名 (名 称)							
事 業 所 等 床 面 積	7 専用床面積	1,000.00	m ²	用 途	事務所				
	共用床面積	200.00	m ²						
	床面積計①	1,200.00	m ²						
既 存 の す べ て の 事 務 所 ・ 事 業 所	床 面 積 ②	2,966.25	m ²	従業者数②	154 人				
合 計	①+②	4,166.25	m ²	①+②	159 人				
摘 要									

注:この申告書は、新設又は廃止の日から1か月以内に提出してください。

＜申告のあらまし＞

申告区分	申告義務者	要件	申告期限
事業所等の新設・廃止申告	事業を行う者	事業所等を新設又は廃止した場合	新設又は廃止した日から1月以内

＜記載要領＞

- 1 [住所（所在地）] 主たる事業所等の所在地を記載してください。
- 2 [氏名（名称）] 個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載してください。
- 3 [法人の代表者氏名] 法人の業務を主宰している方が記名してください。
- 4 [事業所等所在地] この申告の対象となった事業所用家屋の所在地（住居表示）を記載してください。
- 5 [事業所等名称] 事業所等の名称（店舗名、支店名、営業所名等）を記載してください。
（例）〇〇屋〇〇店、〇〇支店、〇〇営業所
- 6 [建物名] 「〇〇ビル」「〇〇会館」等建物の名称を記載してください。
- 7 [事業所等床面積] 専用床面積とは、専ら事業所等として使用する部分をいいます。
共用床面積とは、廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター、パイプスペース、機械室及び電気室など、上記専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。貸ビル等の場合、専用、共用、合計床面積を記載してください（共用床面積については、ビルのオーナー、貸主等を確認してください）。一棟の全部を使用している場合、合計床面積のみ記載してください。1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。

事業所用家屋貸付（異動）申告書（第63号様式）について

様式第63号		(提出用)			
受付印		整理番号			
事業所用家屋貸付(異動)申告書					
豊 田 市 長 様					
4 年 3 月 1 日					
申告者	住所(所在地)	1 豊田市西町3丁目○番地			
	フリガナ	××ウンソウ			
	氏名(名称)	2 ××運送株式会社			
	フリガナ	トヨタ タロウ			
	法人の代表者氏名	3 豊田 太郎			
	この申告に 応答する者の氏名	豊田 二郎	電話 (0565) 34 - 66 × ×		
下記の事業所用家屋 (○) を貸し付けたので、豊田市事業所税条例第10条第2項の () の貸付事項に異動が生じたので、 規定により申告します。					
記					
貸付事業用家屋	所在地及び建物名	4 豊田市西町3丁目○番地	区分所有に係るもの	専用床面積	6 3,500.01 m ²
	家屋全体の床面積	5 4,053.78 m ²		共用床面積	7 553.77 m ²
	事業所用家屋の床面積	4,053.78 m ²		合計床面積	8 4,053.78 m ²
納税義務者(借受人)	住所(所在地)	専用床面積①	事業所等床面積①+②	用途	貸付・異動・解約 年 月 日
	氏名(名称)	共用床面積②			
	9 名古屋市中区三ノ丸1丁目○番地	1,800.00 m ²	2,050.00 m ²	事務所	(○)貸付 ()異動 ()解約 4 年 2 月 1 日
	△△運送株式会社	250.00 m ²			
	豊田市高町2丁目○番地	500.00 m ²	600.00 m ²	事務所	(○)貸付 ()異動 ()解約 4 年 2 月 15 日
	□□運送株式会社	100.00 m ²			
		m ²	0.00 m ²		()貸付 ()異動 ()解約 年 月 日
		m ²	0.00 m ²		()貸付 ()異動 ()解約 年 月 日
		m ²	0.00 m ²		()貸付 ()異動 ()解約 年 月 日
		m ²	0.00 m ²		()貸付 ()異動 ()解約 年 月 日

注: 1 この申告書に、賃貸借契約書の写し及び建物の平面図等を添付してください。
 2 異動に係る申告の場合は、異動前を上欄に、異動後を下欄に記入してください。
 3 この申告書は、貸付け又は異動の日から1か月以内に提出してください。

<申告のあらまし>

申告区分	申告義務者	要件	申告期限
事業所用家屋の貸付（異動）申告	事業所用家屋の貸付けを行う者	事業所用家屋の全部又は一部を新たに貸し付けた場合	貸付日から1月以内
		既に申告した事項に異動が生じた場合	異動日から1月以内

<注意事項>

- 1 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。
(法701の31①-6)
- 2 テナントごとの床面積については、次の算式により求めてください。

(算式)

$$\text{当該事業者の事業所床面積} = \text{当該事業者の専用部分の床面積} + \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{専用部分の床面積の合計}}$$

- ・専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあっては専ら居住の用に供する部分）をいいます。
 - ・共用部分とは、廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター、パイプスペース、機械室及び電気室など、上記専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。
 - ・床面積については、1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください（これにより、申告書記載面積と継続紙記載面積の合計とが一致しないことがあります）。
- 3 この申告における貸付けとは、有償であるか無償であるかを問いません。事実上、他の者の利用に供している場合、ここである貸付けに当たります。
 - 4 初めての申告の際は、申告書とともに次の書類を提出してください。
 - ・賃貸借契約書の写し
 - ・事業所用家屋の各階平面図

<記載要領>

- 1 [住所（所在地）] 申告者の主たる事業所等の所在地を記載してください。なお、市内に事業所等がない場合は、本店所在地を記入してください。
- 2 [氏名（名称）] 個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載してください。
- 3 [法人の代表者氏名] 法人の業務を主宰している方が記名してください。
- 4 [所在地及び建物名] この申告の対象となった事業所用家屋の所在地（住居表示）及び「〇〇ビル」「〇〇会館」等建物の名称を記載してください。
- 5 [家屋全体の床面積] 建物の延べ床面積を記載してください（住宅部分や塔屋がある場合、その部分の床面積も含めてください）。
- 6 [専用床面積] 事業所等として使用する床面積を記載してください。
- 7 [共用床面積] 非課税に係る床面積等が確認されている場合は、その内訳を記載してください。
- 8 [合計床面積] 専用床面積と共用床面積の合計を記載してください。
- 9 [納税義務者（借受人）] 貸付け先の事業所の所在地及び名称を記載してください。

10 [事業所等床面積] 納税義務者（借受人）ごとの専用床面積と共用床面積の合計を記載してください。

○計算例

一棟	7,200㎡		
住宅	1,000㎡		ビル塔屋
事務所 A	3,000㎡		6 F
			5 F
			4 F
			3 F
事務所 B	2,000㎡		2 F
			1 F

事業所等の専用部分5,000㎡ 共用部分 非課税に係る床面積 300㎡
1,200㎡ 非課税以外に係る床面積 900㎡

申告者 (所有者)	住所又は所在地			豊田市西町 3 丁目〇〇番地
	氏名又は名称			××運送株式会社
	法人の代表者氏名			豊田 太郎
貸しビルの 内容	所在地			豊田市西町 3 丁目〇〇番地
	ビル名			〇〇ビル
	貸付 状況	事務所 A	所在地	名古屋市中区三ノ丸 1 丁目〇〇番地
			名称	△△運送株式会社
		事務所 B	所在地	豊田市高町 2 丁目〇〇番地
			名称	□□運送株式会社

(テナントの床面積の計算方法)

	専用床面積	共用床面積		合計床面積
事業所 床面積	5,000.00㎡	900 ×	$\frac{5,000}{3,000 + 2,000 + 1,000} = 750.00\text{㎡}$	5,750.00㎡
事務所 A	3,000.00㎡	900 ×	$\frac{3,000}{3,000 + 2,000 + 1,000} = 450.00\text{㎡}$	3,450.00㎡
事務所 B	2,000.00㎡	900 ×	$\frac{2,000}{3,000 + 2,000 + 1,000} = 300.00\text{㎡}$	2,300.00㎡

Ⅷ 事業所税のQ & A

Q 1 : A法人 (3/31決算) は、4 月半ばに店舗を借りて内装工事を行い、5 月 1 日にオープンしました。新設の日はいつになりますか？

A 1 : 新設の日は、営業開始の日（オープンの日）ではなく、当該業務の準備期間等を含む、原則として賃貸借期間の開始日となります。なお、算定期間（事業年度等）の中途での新設の場合、月割計算の月数については、新設の日の属する月の翌月から数えます。この例では、4 月が新設の日の属する月なので、月数は 5 月から数えます。

Q 2 : 算定期間（事業年度等）の途中で、事業所の 1 つを廃止（新設）しましたが、月割計算はどのように行うのですか？

A 2 : 算定期間（事業年度等）の途中で廃止（新設）をした場合の床面積の算定は、月割で計算します。廃止の場合は、廃止の日が属する月まで（新設の場合は、新設の日が属する月の翌月から）の月割りで計算します。なお、免税点判定については、算定期間（事業年度等）の末日現在の事業所床面積で行います。

Q 3 : 算定期間（事業年度等）の途中で、さらに同一ビル内の別フロアに事業所等を借り増しした場合は月割計算になりますか？また、合併等により同一ビル内で事業所等が増えた場合はどうなりますか？

A 3 : 同一ビル内で、借り増しした場合は、事業所等の新設ではないので、月割計算は行わず、算定期間（事業年度等）の末日の床面積が課税標準となります。合併等により事業所等が増えた場合も同様です。

Q 4 : A 法人 (3/31決算) は、期末日時点で、本店300㎡、北支店300㎡、南支店200㎡、東支店300㎡があります。また、算定期間（事業年度等）の途中で、次のような異動がありました。課税標準はどうなりますか？

5/15 南支店 (120㎡) を廃止しました

9/10 北支店に事業部を統合するため100㎡借り増しし300㎡となりました

10/15 南支店の事業部を豊田西部支社へ統合したため200㎡に縮小しました

12/10 東支店 (300㎡) を新設しました

A 4 : 本社・北支店・南支店を通期、東支店・西支店を月割で計算し、下図のとおりになります。

		事業年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
床面積 に変更 がある 場合 (Q3)	本社	300㎡												(A) 300㎡	通期 800㎡
	北支店	200㎡					9/10増床 (同一ビル内の借り増し)							(B) 300㎡	
	南支店	300㎡						10/15減床 (同一ビル内での縮小)						(C) 200㎡	
事業所 を新設 または 廃止し た場合 (Q4)	東支店	300㎡								12/10新設 300㎡				(D) 300㎡	中途 (月割) 95㎡
	西支店	120㎡	5/15廃止 120㎡											(E) 0㎡	
														(A') 300㎡ (通期)	
														(B') 300㎡ (通期)	
														(C') 200㎡ (通期)	
														(D') 300×3/12=75㎡ (新設)	
														(E') 120×2/12=20㎡ (廃止)	

Q 5 : 未登記の建物は課税対象となりますか？

A 5 : 事業所税の課税対象となるかどうかは、不動産登記法上の家屋に該当するかどうかにより判定されます。したがって、登記されているものはもちろん、未登記の建物であっても、不動産登記法上の家屋として登記の対象となりうるものである限り、事業所税の課税対象となります。

Q 6 : 事業を休止している場合の休止部分に係る床面積は、免税点の判定の基準となる事業所床面積に含まれますか？

A 6 : 事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6か月以上休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含めない扱いがなされますが、当該休止部分に係る床面積を免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含めます。ただし、休止施設については明確に休止施設の部分の床面積が一定期間区画されていることが必要であり、現に操業は行っていない場合であっても、これらの業務の用に供するために維持補修が行われており、いつでも操業ができ得る状態にあるような、いわゆる遊休施設は休止とは言いません。

Q 7 : 賃貸ビルの一部を借りて事業を営んでいる場合、事業所床面積には、階段やエレベーター等の共用床面積も含まれますか？

A 7 : 共用部分がある場合の事業所床面積は、専用床面積と共用床面積の合計床面積となるため、含める必要があります。共用部分の床面積は、同一ビル内で各事業者が使用する専用床面積の割合で分し、専用床面積と併せて申告してください。申告の際には、ビルのオーナー、貸主等に共用床面積をお問い合わせのうえ、別表4（共用部分の計算書）を添付してください。

Q 8 : 倉庫などの従業者が常駐していない事業所等も申告する必要がありますか？

A 8 : 事業所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫等をいいます。従業者が常駐しない倉庫などであっても、通常それを管理する事業所等と一体となって事業の用に供されているため、当該事業所等と併せて申告する必要があります。

Q 9 : 貸ビル業に事業所税はかかりますか？

A 9 : 事業所税では、その場所を借りて実際に事業を行っている法人や個人が納税義務者となります。転貸の場合も同様です。ただし、貸ビルの管理人室・管理用品倉庫等、管理のための施設は、貸ビル業者に係る施設になります。なお、事業所用家屋を貸し付けている方には、事業所用家屋貸付等申告書の提出が義務付けられています。

Q 10 : 貸ビル内の駐車場も申告する必要がありますか？

A 10 : 貸ビル内の駐車場についても、そこで事業を行う法人又は個人に納税義務があります。したがって、貸ビル業者が自動車进行管理・保管することを業として行っている場合（専業であるか否かや、収入の有無は問いません）には、その駐車場の納税義務者は貸ビル業者となります。

Q11：福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか。社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪店、仮眠室、喫煙室

A11：（1）体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪店は、一般的には事業活動を遂行するために設けられた施設とは考えられず、福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。

（2）更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用の実態等を勘案して判定すべきものです。当該施設が業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。

（3）研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

（4）社員寮及び社宅は人の住居の用に供するものであるので課税の対象とはなりません。

Q12：勤労者のための福利厚生施設のうち更衣室、浴場等については、業務用施設として認められるもの以外のものは非課税として取り扱っていますが、業務用施設か否かの判定の基準はどうなりますか。

A12：業務用施設として設置されているかどうかは、あくまでも当該施設の使用形態の実態等によって判断されなければならないが、一般的にデパート及び銀行等において就業規則等で制服の着用が義務づけられている場合の更衣室や、鉱工業等における現業部門に限定して設けられている浴場等は、業務に係る施設として取り扱います。

Q13：年度途中で高齢者に該当することとなった場合はどのように取り扱いますか？

A13：【免税点判定】

算定期間末日現在で高齢者に該当する者は、課税対象外なので従業者数に含めません。ただし、役員は、高齢者であっても従業者数に含めます。

【課税標準の算定】

従業員の給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日において、高齢者に該当することとなる従業者について、その従業者に係る給与のうち、当該期間以降に係る給与等の額を控除して課税標準を算定します。

（例）5月中（年度の途中）に高齢者（65歳以上）になった場合

4/1	4/30	5/15	5/31	6/15	6/30	3/31
		支給		支給		
4月分(4/1～30分)	5月分(5/1～31分)	6月分(6/1～30分)				
課税	非課税	非課税				

← 事業年度 →

◎5/15に支給する4月分給与

→給与の計算基礎期間末日（4/30）において高齢者に該当しないため、課税

◎6/15に支給する5月分給与

→給与の計算基礎期間末日（5/31）において高齢者に該当するため、非課税

Q14：役員は従業者に含まれますか？

A14：従業者には、一般の従業員のほか役員、臨時従業者、出向者等も含まれます。

そのため、役員は、免税点の判定における従業者数に含め（無給の役員を除く。）、役員報酬、役員賞与は従業者割の課税標準となる従業者給与総額に算入します。

なお、役員は、高齢者及び障害者であっても従業者に含まれます。使用人兼務役員の場合も同様です。

Q15：アルバイトやパートタイマーは従業者の人数に含まれますか？

A15：相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものについては、免税点の判定においては含めません。「相当短時間の勤務をすることとして雇用されているもの」とは、アルバイトやパートタイマーなどの形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、就業規則等で定められた1日の所定労働時間が正規従業者と比較して4分の3未満であるものをいいます。

なお、就業規則等に勤務時間の規定がなく、日々変動する場合には、免税点判定日（期末日）における実勤務時間で比較します。

この場合の免税点の判定においては、課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等に該当しないかどうかもご確認ください。

このようにして免税点判定日（期末日）に豊田市内の従業者を数え、100人を超えた場合には、算定期間（事業年度等）中においてアルバイトやパートタイマーを含む全ての従業者に支払った給与等が従業者給与総額になります。

Q16：派遣法に基づく派遣労働者が算定期間末日に課税区域外に派遣されている場合、派遣元の免税点判定に含まれますか？

A16：課税区域外に派遣されている場合の派遣労働者は、免税点判定に含めません。

派遣労働者の免税点判定及び課税標準はそれぞれ派遣元の従業者及び従業者給与総額に含めますが、具体的な取扱いはこちらのとおりになります。

算定期間末日の状況	免税点の判定	課税標準
課税区域内への派遣（豊田市内）	含める	課税区域内に派遣されていた期間の給与等は課税標準に含め、課税区域外に派遣されていた期間の給与等は、課税標準から除きます。
課税区域外への派遣（豊田市外）	含めない	
派遣登録のみ（雇用契約なし）	含めない	

* 算定期間中に課税区域内と課税区域外の両方に派遣されていた場合も、免税点判定は、算定期間末日の派遣状況により行います。

Q17：課税標準の算定期間（事業年度等）の末日に、事業所の新設・廃止等の変動があった場合は、それぞれ免税点判定に含まれますか？

A17：課税標準の算定期間（事業年度等）の末日に以下のような変動があった場合の免税点の判定は、次のとおりになります。

	資産割	従業者割
① 末日に廃止された事業所	含める	含める
② 末日に新設された事業所	含める	含める
③ 末日に退職した従業者	－	含める
④ 末日に採用された従業者	－	含める
⑤ 末日に非課税となった施設	含めない	含めない
⑥ 末日に非課税でなくなった施設	含める	含める
⑦ 末日に高齢者（65歳以上）に該当することになった者	－	含めない
⑧ 末日に課税団体外へ配置された従業者	－	含めない
⑨ 末日に課税団体内へ配置された従業者	－	含める

IX 参考

1 豊田市における事業所税の変遷

事業所税は、昭和50年度の地方税法の一部改正により目的税として創設された税です。

本市においては、昭和61年1月28日に課税団体として政令指定を受け、昭和61年7月1日より適用することとなりました。

昭和61年1月28日	課税団体として政令指定
昭和61年3月31日	豊田市事業所税条例の制定
昭和61年7月1日	豊田市事業所税条例の施行（事業所税の適用開始）
平成17年4月1日	西加茂郡小原村、藤岡町及び東加茂郡旭町、足助町、稲武町、下山村と合併（平成20年3月31日まで課税免除措置）
平成20年4月1日	上記合併区域で課税開始

2 税率の変遷

	事業に係る事業所税		新增設に係る 事業所税
	資産割	従業者割	
昭和61年7月1日	1㎡につき600円	100分の0.25	1㎡につき6,000円
平成15年4月1日			廃止
現在			

事業所税の手引

令和6年8月発行

編集・発行：豊田市役所 市民税課 事業所税担当

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

TEL：0565-34-6617（直通）

FAX：0565-31-4488